# 地方公営企業法の適用に関する 調査研究会報告書

平成 25 年 3 月

財団法人 自治総合センター

地方公営企業法は、住民の日常生活に不可欠なサービスを提供する地方公営企業が、公共の福祉の増進を図ることを第一義としたうえで、企業としての経済性を十分に発揮することができるよう、その組織、財務、職員の身分取り扱い等について、企業としての実態に即するような法制度を確立すべく、昭和27年に制定された。

この地方公営企業法の財務に関する規定に基づき政省令等で定められている地方公営企業会計基準については、平成24年に、ほぼ半世紀ぶりとなる見直しが行われた。この見直しにより、地方公営企業法が適用される地方公営企業の損益計算書及び貸借対照表が他のセクターや他の公営企業と比較しやすく、住民等にとって理解しやすいものとなり、また、これらにより、地方公営企業の実態をより的確に把握することができるようになった。

しかし、現在、この財務に関する規定が適用され、新地方公営企業会計基準が適用される事業は、地方公営企業法で定められた8事業及び任意に適用する事業のみとなっており、地方公営企業を取り巻く環境が、財務に関する規定の現行の適用範囲が定められた昭和41年と比較して大きく変化しつつある中、その適用範囲が現行のままで良いか、検討すべき時期が来ているものと考えられる。

この問題については、これまでも、政府等において、財務に関する規定の適用範囲を拡大する方向で、議論がなされてきたが、近年、社会資本の老朽化に伴う対策が社会的に大きな課題となる中で、新地方公営企業会計基準に基づく企業会計方式で財務状況を明確化する必要性が増している。この点、適用範囲のあり方を具体的に検討する前提として、その課題をあらためて整理しておく必要がある。

そこで、このたび、「地方公営企業法の適用に関する調査研究会」(以下「調査研究会」という。)を設置し、地方公営企業の実情把握を行い、地方公営企業法の財務に関する規定等の適用範囲を拡大する場合の課題(適用の意義、適用事業の範囲等)等について調査研究を行うこととした。

本調査研究会は、平成24年11月の発足以来、事業別ヒアリングも行いながら、4回の調査研究会及び1回の分科会の開催を経て、今般、調査研究成果を報告書として取りまとめたところである。本報告書が、今後の地方公営企業法の適用のあり方の検討に当たって、一助となることを期待したい。

最後に、本調査研究を実施するに当たって、ご多忙のところご協力いただいた関係者各位 に対して心から感謝申し上げたい。

平成 25 年 3 月

財団法人 自治総合センター 理事長 二 橋 正 弘

# 目次

<u>本研</u>	究会の目的	<u>勺</u> •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1. (	はじめに																				•	•				•				2
(1)	 ) 地方公営	常企業	法と	は																										2
	) 現状一均				用划	さ沢	及	7 Ñ	仟	意	滴	用	ഗ	状	況	_														2
	) 法適用に				-								•	•	•															4
2.	地方公営企	<b>企業会</b>	計を	·巡·	る環	境	の	変	化	ع	<u>財</u>	務	規	定	等	の	適	用	範	井	の	拡	大	の	必	要	<u>性</u>	5	•	11
(1)	経営の問	寺代の	)到来	₹	サー	-ビ	ス	の	持	続	可	能	性	ځ	負	担	の	適	正	化	_		•	•	•		•	•	•	11
(2)	地方分析	を習	まえ	こたり	情報	開	示	拡	大	の	要	請		•		•	•		•	•	•	•	•		•			•		11
(3)	) 法適用企	と業や	o—船	会	計、	他	<b>の</b>	公	的	セ	ク	タ	_	等	の	会	計	基	準	لح	の	乖	離		•			•	•	11
3. :	地方公営企	上業法	の則	<b>才務</b>	規定	[等	の	主	な	内	容	ع	期	待	さ	れ	る	効	<u>果</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
< I	財務規定	官等に	よる	特	例σ	主	な	内	容	>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
(1)	経営成績	責、財	政划	態(	の把	捏		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
(2)	企業経営	営の弾	卢力化	í		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
< II	期待され	こる対	果>	>		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	18
(1)	適切な総	圣営方	<b>う針</b> σ	)策:	定と	: そ	れ	に	基	づ	<	経	営	努	力	の	促	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(2)	住民や調	議会に	よる	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	バナ	-ン	ス	の	向	上				•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	19
(3)	財政規律	≢の向	上に	こよ・	る地	力	公	共	寸	体	の	財	政	健	全	化			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	19
(4)	) 地方公会	5 估会	<b>攻革σ</b>	)取;	組の	)促	進		•				•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•			•	•	19
4. [	国等による	るこれ	まて	<b>きの</b> ]																										
	マニュフ	-				-																								
(2)	移行のな	こめの	体制	確	保		•	•						•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	20
	移行のな					•																	•							
<u>5.</u>	法適化に当																													
< [	移行時〉	> •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
(1)	移行のな	こめの	体制	構	築	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
(2)	移行のな	こめの	)財源	確	保	-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	23
(3)	移行の際	祭の制	)度的	的課	題											•													•	24

<	П	移行	後	>		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•			•	•				•	•	•			•		•	24
(	1)	業務	量	の:	増;	加		•	•		•	•	•	•	•	•			•	•			•	•				•	•	•			•		•	24
(	2)	会計	-処:	理	体 f	制	等	の <sup>?</sup>	確	保		•	•	•	•	•			•	•			•	•	•		•	•	•	•			•		•	25
(	3)	財務	諸	表	を	活	用	で	き	る	人	材	の	不	足	•			•	•	•	•	•	•				•	•	•	•		•	•	•	25
(	4)	適切	な	⊐ .	ス	<b> </b>	計	算			•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•				•	•	•			•	•	•	25
		移行																																		
(	1)	法遃	化	に	対:	す	る:	担	当	者	の	心	理	的	負	担.		•																		
(	2)	財務	状	況	を	明	確	化	す	る	こ	ح	^	<b>の</b>	抵	抗	感		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	28
		適用												_																						30
(	1)	これ	ょ	で(	<b>か</b>	当:	然:	適.	用	ځ	任	意	適	用	の	考	え																			
(	2)	今後	つ	当	然:	適.	用	. ح	任	意	適	用	の	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
7	. お	わり	に		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
_																																				37
	員名		•																																	
設	置要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•																								38
検	討経	緯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39

## 地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書

## 本研究会の目的

地方公営企業を取り巻く環境が、現在の地方公営企業法の適用範囲を定めた昭和 41年と比較して大きく変化しつつある中、地方公営企業がその本来の目的である公 共の福祉を増進するためにふさわしい組織形態、財務等の在り方について、検討しな ければならない時期が来ている。

ストック情報を含む財務状況の開示の拡大が要請される中で、経営成績や財政状態の明確化、弾力的な企業経営の面で地方公営企業法の財務規定を適用するメリットは大きい。一方、財務規定等の適用範囲の拡大にあたっては、資産評価やシステム構築、会計処理等に伴う業務が増大し、人材の養成や財源の確保が求められるとともに、準備のため一定の移行期間等を考慮する必要があるなど、様々な課題が想定される。

このため、本研究会では、地方公営企業を取り巻く現状等を整理するとともに、事業別ヒアリング等を通じて地方公営企業の法適化の取組みについての実情把握を行い、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲を拡大する場合の課題(適用の意義、適用事業の範囲等)を改めて整理するものである。

なお、法適化については、管理組織や職員の身分取扱いに関する規定を含めた全部 適用に係る課題もあるが、もともと全部適用事業は、地方公共団体の経営する企業の 中でも最も典型的な企業であって、本来企業としての組織、財務、職員の身分取扱い 等を適用するのに適している事業である。一般行政との関連が密接である等それぞれ 理由があって非適用とされている企業に対し、一足飛びに全部適用まで視野に入れて 議論するとすれば、考慮すべき視点、論点が多岐にわたることから、本研究会では財 務規定等の適用にしぼって課題整理を行うこととした。

以上を踏まえて、本報告書は、以下の内容で構成している。

- 1. はじめに
- 2. 地方公営企業会計を巡る環境の変化と財務規定等の適用範囲の拡大の必要性
- 3. 地方公営企業法の財務規定等の主な内容と期待される効果
- 4. 国等によるこれまでの取組状況
- 5. 法適化に当たっての課題と対応
- 6. 法適用の対象範囲の拡大の検討
- 7. おわりに

## 1. はじめに

## (1) 地方公営企業法とは

地方公共団体が水道、交通、病院等の事業を経営する際には、当該事務はあくまでも 当該団体の事務の一部である以上、その事務の処理に関して、地方公共団体の組織及び 運営の基本法である地方自治法、地方公共団体の財政に関する基本法である地方財政法、 地方公共団体の職員に関する基本法である地方公務員法の規定が原則として適用され る。

しかしながら、主として警察、消防、教育、土木等の一般行政事務を規律することを 目的として設けられているこれらの規制を、水道、交通、病院等の事業が全面的に受け ていたのでは、効率的・機動的な事業運営を行うことが期待できない面もある。

そこで、これらの法律のうち効率的・機動的な事業運営を行ううえで障害となる規定 の適用を排除し、それに代わって事業の実態に即した法規範として制定されたのが、地 方公営企業法(以下「地公企法」という。)である。これにより、地方公営企業が企業 としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るよ うに運営されることが期待されている。

## (2) 現状-地公企法の適用状況及び任意適用の状況-

地公企法は、地方公共団体の経営する企業に一律に適用されるのではなく特定の企業 のみに適用される。しかし、法律上当然に適用される場合と地方公共団体の自主的な決 定によって適用される場合との2種類あり、さらに、適用される規定の範囲も、地公企 法の規定の全部の場合と地公企法の規定のうち財務規定等のみの場合がある。

地公企法の現行の適用関係を整理すると、以下のとおりである。

事業の種類	当然適用	任意適用
水道事業(簡易水道事業除く。)	法の規定の全部	
工業用水道事業		
軌道事業		
自動車運送事業		
鉄道事業		
電気事業		
ガス事業		
病院事業	財務規定等	財務規定等を除く法の規定
その他の事業		法の規定の全部
(主としてその経費を当該事		又は
業の経営に伴う収入をもって		財務規定等
充てる事業)		

平成23年度においては、地方公営企業全体8.754事業のうち、地公企法適用事業(以 下「法適用事業」という。) は、2.959事業(事業数全体の33.8%)となっている。

## 地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,754事業のうち、法適用事業は、平成23年度は前年度に比べ29事 業の増加となり、2,959事業(事業数全体の33.8%)となっている。

		2	事業別·	法適用	事業数	割合			(単位	: 事業)
区分										法適用
年度										企業の
	法	適用企	業	法 ま	⊧適 用 1	<b>美</b>		計		割合
										(a)/(b)
事業	22	23(a)	増 減	22	23	増 減	22	23(b)	増 減	(%)
水道	1,379	1,376	∆3	773	757	△16	2,152	2,133	△19	64.5%
うち簡易水道	21	22	1	773	757	△16	794	779	△15	2.8%
工業用水道	152	152	0	0	0	0	152	152	0	100.0%
交通	59	59	0	39	39	0	98	98	0	60.2%
電気	26	26	0	37	37	0	63	63	0	41.3%
ガス	30	29	∆1	0	0	0	30	29	∆1	100.0%
病院	654	646	∆8	0	0	0	654	646	∆8	100.0%
下水道	406	454	48	3,231	3,171	△60	3,637	3,625	△12	12.5%
その他	224	217	△7	1,833	1,791	△42	2,057	2,008	△49	10.8%
合計	2,930	2,959	29	5,913	5,795	△118	8,843	8,754	△89	33.8%

また、下水道事業等の地公企法任意適用対象事業に占める実際に法適用している事業数 の割合は、過去 10 年間増加しているが、6,488 事業のうち 693 事業と、対象事業数全体 の 10.7%にとどまっている。

## 地方公営企業法任意適用事業数の推移

任意適用対象事業のうち、実際に適用している事業数の割合は、過去10年間増加 しているが、対象事業数全体の10.7%にとどまっている。

事業名 簡易水道 H13 H14 H19 H20 H21 H22 H23 下水道 その他 150 167 203 318 377 213 232 271 504 304 297 290 252 248 240 230 224 217 合計(A) 任意適用対象事業数

事業別 法任意適用事業数割合 9.541 9.550 9.451 8.225 7.001 6.963 6.862 6.761 6.564 6.611 6.488 (B) 割合(A/B) 10.7%



このうち、下水道事業の法適化の状況について、団体区分別(都道府県、指定都市等) に見ると、指定都市、中核市については、7~9割と多くの団体が既に任意に法適化して いるが、人口10万人未満の団体においては、2割以下にとどまっている。

#### 下水道事業に係る法適化の状況(団体区分別)

			下水道事業		
	区分	全団体数	実施団体(A)	うち法適用団体(B)	割合(B)/(A) (%)
1	都道府県	47	44	4	9. 1
2	指定都市	19	19	18	94. 7
3	中核市	41	41	29	70. 7
4	特例市	40	40	14	35. 0
5	人口10万人以上	164	163	39	23. 9
6	人口5万人以上10万人未満	273	269	47	17. 5
7	人口1万人以上5万人未満	701	656	61	9. 3
8	人口 1 万人未満	481	397	6	1. 5
9	企業団・一部事務組合		22	2	9. 1
	合計	1, 766	1, 651	220	13. 3

- ※1 数値は平成23年度末現在のものである。
- ※2 人口は、平成23年度末住民基本台帳人口によって区分している。
- ※3 複数の下水道事業を実施している団体については、1つでも法適化していれば「法適有」に区分。
- ※4 道府県庁所在市46団体は全て下水道事業を実施しており、そのうち法適有団体数は35である。

#### (3) 法適用に関するこれまでの議論の流れ

これまでも、地方公共団体の財務会計制度を取り巻く環境の変化等を反映して、またアカウンタビリティーを確保する観点から、閣議決定や研究会等で地公企法非適用事業(以下、「法非適用事業」という。)について、企業会計方式を導入すべきであるとの議論が、以下のようになされてきた。

## ① 経営基盤強化通知における要請(平成10年1月)

「地方公営企業の経営基盤の強化について」(平成 10 年 1 月 13 日付け自治省財政局長通知)において、下水道事業の項目の中で「経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適当であること。特に、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。」とし、地公企法適用に対する取組みが要請されていたところである。

② 物価安定政策会議特別部会公共料金情報公開検討委員会上下水道料金作業部会報告 (平成 11 年 5 月)

総理の諮問機関である物価安定政策会議の特別部会の「公共料金情報公開検討委員会」に設置された「上下水道料金作業部会」の報告において、上下水道事業における

## 会計情報の公開に関して、次のように述べられている。

- 1. 地方公共料金の情報公開のあり方
- (2) 地方公営企業における会計情報の公開

上下水道事業は原則として、地方公共団体によって行われているが、その会計は、地方自治法により、一般会計からは区分して特別会計で行うこととなっている。しかし、上水道事業においては、すべての事業に地方公営企業法が適用されており、会計情報は企業会計方式で出されているのに対し、下水道事業については、地方公営企業法の適用が任意となっており、大規模の事業者や普及率の高い一部の事業者を除き、多くの事業者は地方公営企業法非適用としており、会計情報は官庁会計方式で出されることとなっている。

このような官庁会計方式では、損益計算書、貸借対照表といった財務諸表を作成することはできないため、そういう数値を利用した形で経営状況を示すことができない。よって、企業会計方式の方が、事業の経営実態をよく表すとともに、情報公開、つまり、経理の内容の明確化や透明性の確保の観点からも適当であると考えられる。また、このような官庁会計方式の見直しについては、経済戦略会議答申(平成11年2月26日)においても、「国民に対して政府及び地方公共団体の財政・資産状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計原則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行うべきである」との提言がなされているところである。

しかしながら、官庁会計方式を採用している下水道事業者が直ちに企業会計方式に移行するとなると、移行のコストや移行に伴う事務量の増大など追加的なコストがかかることは否めない。そこで、現実的対応としては、官庁会計方式を採用している事業者も、決算を収益的なものと資本的なものとに区別するなど、企業会計方式に近い形に情報を加工して、利用者に提供すべきである。実際、官庁会計方式の事業者においても、すでにそのような形で事業実態を自治省に報告しており、そのような状況を利用者に対しても提供することは可能であると考えられる。

なお、物価安定政策会議における公共料金情報公開のフォローアップの検討について、「公共料金情報公開推進検討会」を設け、平成15年3月に報告書が作成されたが、ここにおいても地公企法の適用の検討を進めることが求められているところである。

- 3 重点的に公開を進めるべき詳細な情報
- (3)的確な会計情報

(会計基準の統一化)

公共料金分野においては、事業体の形態・規模によらない統一的な会計基準により、相互比較を通じた効率化を進めることが重要である。こうした観点から、以下

のような取組が求められる。

- ・公営企業会計において、一般の企業会計との趣旨の違いを踏まえつつ、統一的な 取扱いを図り得る分野について検討を進める。
- ・<u>地方公営企業法を適用していない公営事業者は、その適用の検討を進める</u>。それ が困難な場合には、特別会計化による当該事業の区分経理を検討する。
- ・ 民間事業者、公営事業者を問わず、時価評価等の新しい概念の活用を検討する。

## ③ 新しい地方公営企業のあり方に関する報告書(平成12年3月)

平成11年度自治省(当時)に設置された「21世紀を展望した新しい地方公営企業のあり方に関する調査委員会」の「新しい地方公営企業のあり方に関する報告書」では、地方公営企業を取り巻く様々な環境の変化、特に、公的サービス供給方法の多様化の動向に対応して今後の地方公営企業のあり方について総合的な検討を行う中で、地公企法適用の推進について次のように述べている。

## IV 地方公営企業法の適用範囲

2 今後の方向

地方公営企業の中にはいろいろな事業が混在しており、すべての地方公営企業について一律に地方公営企業法を当然適用すべきということにはならないと考えられる。

一方、独立行政法人は、一般的には独立採算性を前提とするものではないが、発生主義や複式簿記等の企業会計的手法を導入することとしており、また、国及び地方公共団体の一般会計においても、財政状況の公表・分析の一手法としてバランスシートの作成が研究されている。

このような状況を踏まえ、<u>法定事業及び病院事業以外の地方公営企業についても、基本的には、当該事業の性格や実情等を勘案しつつ、地方公営企業法における財務規定の適用、ないしはこれに準じた企業会計的手法を採用していく方向で考えるべき</u>である。

## ④ 行政改革大綱 (平成 12 年 12 月 1 日)

平成 12 年 12 月 1 日に閣議決定された政府の行政改革大綱では、平成 17 年度までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施することとしているが、地方公営企業における行政改革の一環として、地公企法の適用の推進を含む中長期的な計画の策定を要請することとしている。

## Ⅱ 地方分権の推進

(4) 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革

## オ 地方公営企業の改革

(ア) 経営基盤強化のための計画の策定

中長期的な計画に基づく経営基盤の強化が図られるよう、<u>各地方公共団体に対し、下記項目に関する具体的な内容を含んだ計画の策定を要請</u>するとともに、計画の策定、実施及び評価について必要な助言を行う。

- i) 公営企業のあり方についての不断の見直しの徹底
- ii) 経営効率化・健全化の推進
- iii) 住民への業務状況等の公表方法の改善
- iv) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用の推進
- (イ) 独立性・透明性向上のための措置

地方公営企業の経営の効率性を高めるとともに、住民へのアカウンタビリティーを向上させるため、<u>以下の項目について、制度の見直しを含めて平成14年度まで</u>に検討を行い、平成17年度までに必要な措置を講ずる。

- i) 地方公営企業の独立性の向上
  - ① 管理者設置の推進、管理者の権限の充実・強化
  - ② 地方公営企業法の適用範囲の拡大
- ii) 公営企業会計制度の見直し
- iii) 地方公営企業における行政評価手法の導入・推進

## ⑤ 地方公営企業会計制度に関する報告書(平成13年3月)

平成 12 年度に設置された総務省の「21 世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会」では、地方公営企業会計について、運営の現状を踏まえつつ、企業会計制度との整合性を図り、住民へのアカウンタビリティーを一層確保していく観点から、地公企法適用を推進する立場で次のように述べている。

- VII その他の検討課題について
- 1 法非適用事業への企業会計制度の導入の推進について
- (2) 法適用の推進について

地方公営企業法の適用については、資産評価の煩雑さが難点であることが従来から言われてきていることから、資産評価の簡素化の手法などについて十分な検討を行った上でガイドラインとして各事業者に示すことが必要であるとともに、法適化にあたっての十分な財政措置を講じるなど国が必要な支援を行っていく必要がある。

また、<u>場合によっては、経過措置を設けた上で地方公営企業法を改正し、地方公</u> <u>営企業法の適用の推進を義務づけることも検討すべき</u>である。この際、どの事業に 義務づけるのか(例えば、地方財政法により特別会計の設置が義務づけられている すべての事業に義務づけるのか)、また、規模等により一定の要件を設けた上で義 務づけるかなどについて、実情を踏まえ検討する必要がある。この場合、法適化に 伴い生じる減価償却の手法について、実情に応じ、弾力性を付与することも検討す る必要がある。

なお、多くの地方団体において一般会計のバランスシートの作成が行われつつある状況を踏まえ、<u>地方公営企業法の適用を行うまでの間の公営企業についても、貸</u>借対照表等の財務諸表を導入することとすべきである。

⑥ 下水道事業・簡易水道事業における地方公営企業法適用の推進方策についての調査 研究報告書(平成15年3月)

公営企業金融公庫(当時)に平成14年度に設置された「地方公営企業経営活性化研究会」では、一般に事業規模が大きく地方公共団体の財政運営や住民生活に与える影響が大きい下水道事業や、上水道事業と同様に住民生活に密接に関連したサービスを適用する簡易水道事業について、経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から、地公企法適用の推進について次のように述べている。

- 第3章 地方公営企業法の適用範囲の拡大に向けた検討
  - (1) 公営企業法改正の必要性

平成12年12月1日に閣議決定された政府の行政改革大綱では、地方公営企業の経営の効率性を高めるとともに、住民へのアカウンタビリティーを向上させるため、地方公営企業の独立性の向上が必要であるとして、具体的には地方公営企業法の適用範囲の拡大について、制度の見直しを含めて平成14年度までに検討を行い、平成17年度までに必要な措置を講ずることとされている。

さらに、これを受けて平成12年度に設置された総務省の「21世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会」では「地方公営企業会計制度に関する報告書」(平成13年3月)において、地方公営企業会計についても、運営の現状を踏まえつつ、企業会計制度との整合性を図り、住民へのアカウンタビリティーを一層確保していく観点から、法適用の推進について、「場合によっては、経過措置を設けた上で地方公営企業法を改正し、地方公営企業法の適用の推進を義務づけることも検討すべきである。」とされている。

また、公共料金算定の透明性の拡大等の観点からも、地公企法の適用の拡大が求められているところである。

このため、当面は、地方団体における自主的な取組みの状況を見守るものの、<u>法</u> 適化の進捗状況によっては、地公企法の改正を含めて、法適用事業の拡大を検討す る必要がある。 ⑦ 今後の行政改革の方針(平成 16 年 12 月 24 日)

平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された政府の「今後の行政改革の方針」では、これまでの行政改革の手綱を緩めることなく、更に積極的に推進することとしているが、地方行革の推進の項目の中で、バランスシート等により、財務状況について住民等にわかりやすい形での公表を一層推進するよう地方公共団体に要請することとしている。

- 8 地方分権の推進
- (2) 地方行革の推進
- ウ 地方公務員の定員・給与等の状況をはじめとする人事行政運営の状況、民間委託等の実施状況等の取組状況、バランスシート、行政コスト計算書等の財務状況などについて、住民等に対し他の団体と比較可能な形での公表など住民等にわかりやすい形での公表を一層推進するよう地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成17年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。
- ⑧ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年 6 月) 平成 18 年 6 月 24 日に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革 の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)では、政府は、地方公共団体に対し、資産及び債務の実態を把握し、その改革を推進するよう要請するとともに、企業会計 の慣行を参考とした財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとすることとしている。

(地方公共団体における取組)

- 第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、 その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとす る。
  - 一 当該地方公共団体の<u>資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る</u> 体制の状況を確認すること。
  - 二 当該地方公共団体の<u>資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進</u>するための具体的な施策を策定すること。
- 2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。
- ⑨ 公営企業の経営留意事項通知における法適用の積極的な適用の要請(平成 21 年) 地方公共団体財政健全化法が全面施行されたこと等を踏まえ発出された「公営企業の 経営に当たっての留意事項について」(平成 21 年 7 月 8 日付け総財公第 103 号、総財企

第75号、総財経第96号)では、普通会計における新地方公会計の取組み等も踏まえ、 法非適用企業は、地公企法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある旨を通知して いる。

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」

- 第一 地方公共団体財政健全化法の全面施行と公営企業の抜本改革の推進
  - ー 地方公共団体財政健全化法の全面施行等
  - 二 公営企業の抜本改革の検討

各地方公共団体においては、これらの状況を踏まえ、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を平成25年度までの間に集中的に行うことが望まれる。

(略)

また、「新地方公会計モデル」による公営企業会計も連結対象とした連結財務書類の整備が鋭意進められていること等も踏まえ、地方公営企業法を適用していない公営企業が、引き続き公営企業として事業を行う場合には、特段の事情がある場合を除いて、同法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある。

⑩ 地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成 21 年 12 月)

平成 21 年度に設置された総務省の「地方公営企業会計制度等研究会」では、地方公 共団体の財務会計制度改革の方向性を踏まえ、法非適用事業についても、積極的に新 地方公営企業会計の活用を検討していくべきとしている。

VI 財務適用範囲の拡大等

[基本的な方針]

- ① ストック情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、法の財務規定等を適用 するメリットが大きいことから、<u>原則として、法非適用企業(地方財政法第6条の</u> 公営企業のうち法適用企業以外の企業)に財務規定等を適用することが望ましい。
- ② 地方公共団体は、財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべきである。また、財務適用にとどまらず、法の全部適用についても併せて検討すべきである。なお、公営企業の任意適用の基準は、法第17条の2の負担区分原則を踏まえ、所要の見直しを行う必要がある。
- ③ 更に、法を適用しない事業であっても、公共事業をはじめ、投資規模の大きいもの、 債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるもの等については、<u>積極的に新たな地方公営企業会計基準の活用を検討し、費用対効果等を適切に検証していくべき</u>と考える。また、第三セクター等の経営分析においても同様に活用されることが期待される。

## 2. 地方公営企業会計を巡る環境の変化と財務規定等の適用範囲の拡大の必要性

## (1) 経営の時代の到来ーサービスの持続可能性と負担の適正化ー

現在の財務規定等の当然適用の範囲を定めた昭和 41 年当時と比較して、地方公営企業の事業・施設等が充実されてきていることに伴い、地方公営企業の事業・設備の普及拡大が一律に求められている時代とは言えなくなっている。

むしろ、高度成長期以降急速に整備された地方公営企業施設が大量更新期を迎え、かつ耐震対策が求められる一方で、国・地方の財政は厳しく、また人口減少傾向が続く状況下において、公共の福祉を増進させるという地方公営企業の本来の目的のため、住民へのサービスの持続可能性を確保していくためには、適切な維持管理や更新をどのように行っていくかという視点が重要となってきている。

また、このような状況下で、独立採算性を維持しつつ、良質な住民サービスを持続的に提供していくためには、事業の経営成績や財政状態を的確に把握し、現在のコストのみならず将来見通しも勘案した利用者負担の適正化をはじめとする経営改革が求められる。

このようなサービスの持続可能性の確保とそのための負担の適正化を図っていくためには、短期的な視点ではなく、長期的な経営方針の策定が必要であり、その方針を考える上では、単年度収支だけを見ていては、現在の資産や負債、コストなどの全体像が分からず、また、将来の収支予測も困難である。

地方公営企業が、事業・設備の普及拡大から維持管理という経営の時代に入って きていることからすれば、その経営判断の基礎となる会計のあり方についても、そ の時代に見合ったものに変えていくべきと考える。

#### (2) 地方分権を踏まえた情報開示拡大の要請

地方分権の流れの中で、住民自治を更に充実させるため、地方公共団体の運営の 透明性の向上と自己責任の拡大の必要性が高まっており、地方公営企業においては、 一層、経営成績や財政状態の開示を充実し説明責任を果たしていく必要がある。

## (3) 法適用企業や一般会計、他の公的セクター等の会計基準との乖離

地方公営企業会計基準について、企業会計等との整合性を高める方向で昭和 41 年以来となる全面的な見直しが平成 23 年度に行われたことにより、法適用企業と 法非適用企業の会計手法上の乖離が拡大している。

また、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知)を受け、普通会計においても、発生主義の活用及び複式簿記の考え方に基づく財務情報の充実が進められてきている。

そのうえ、地方独立行政法人や公益法人等の他の公共セクターにおいても、企業会計との整合性が高い会計基準の適用が義務付けられている。

さらには、第三セクター等の場合は、地公企法の財務規定等が当然に適用されない下水道事業等と比較して、資産規模が小さく職員数が少ない場合でも企業会計原則が適用されていること等を踏まえると、もはや、法非適用事業であっても、公営企業として存続していくのであれば、財務規定等を適用することを視野に入れないわけにはいかない状況になっていると考えられる。

## 3. 地方公営企業法の財務規定等の主な内容と期待される効果

地公企法は、地方公共団体の経営する企業が、企業としての経済性を発揮するとともに その本来の目的である公共の福祉の増進に向けて運営されるよう、以下のような財務規定 等による特例を設けている。

## < I 財務規定等による特例の主な内容>

特例の主なものとして、(1)経営成績、財政状態を把握するための規定、そしてその 現状把握を前提として(2)企業経営を弾力的に行うための規定が挙げられる。

## (1)経営成績、財政状態の把握

① 発生主義・複式簿記の採用(地公企法第20条)

普通会計(官庁会計)では、現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳される現金主義により処理されている。また、貨幣、財貨等の変動の一面のみを記録する単式簿記を採用しているところであるが、単式簿記は現金の収支に重点が置かれ、決算に際しての諸資料を完備した帳簿組織とは言えず、また、複式簿記におけるような自己検証の機能は有していない。

他方、地方公営企業は、企業性を有するものであり、その経済的活動を正確に把握し、的確な経営方針を樹立するため、また住民に対して企業活動の状況を報告するためには、その損益及び財産の状態を計数上正確に把握する必要がある。そのためには現金の出入のみに着目して計理する官庁会計方式は不十分である。

また、複式簿記を採用することにより、取引のある度に借方・貸方に等しい 金額を計上するため、貸方と借方の合計も必ず同額になる。よって、完成され た財務諸表により計算の正確さを確かめることができ、会計処理の自己検証を 可能としている。

- ○地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(計理の方法)
- 第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての<u>費用及び収益</u>を、その<u>発生の事実に基いて計上</u>し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。
- 2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての<u>資産、資本及び負債</u>の増減及び異動を、その<u>発生の事実に基き</u>、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。
- 3 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明ら かにしなければならない。

② 収益的なものと資本的なものとの区分(地公企法第20条、地方公営企業法施 行令(以下、地公企令という。)第9条)

普通会計(官庁会計)では、予算及び決算は、一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出としており、歳入は性質に従って区分、歳出は目的に従って区分して経理することになる(地方自治法第216条)。

他方、地方公営企業は、収益的なものと資本的なものとを区分して経理する ことにより、当該年度の経営成績及び財政状態を正確に把握することができる。

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(歳入歳出予算の区分)

- 第二百十六条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、 各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に 区分しなければならない。
- ○地方公営企業法

(計理の方法)

## 第二十条

- 3 前項の資産、資本及び負債については、<u>政令で定めるところにより</u>、その内容を明ら かにしなければならない。
- ○地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号) (会計の原則)
- 第九条 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供 しなければならない。
- 2 (略)
- 3 地方公営企業は、資本取引と損益取引とを明確に区分しなければならない。
- $4 \sim 6$  (略)
  - ③ 経営成績、財政状態の早期把握(地公企法第30条)

一般会計の決算については、出納閉鎖(5月31日)後3ヶ月以内、すなわち8月31日までに地方公共団体の長に提出しなければならない(地方自治法第233条)。

他方、地方公営企業については、発生主義による計理であるから出納整理期間がないこと等を理由に、5月31日までに地方公共団体の長に提出しなければならないこととされており、普通会計に比べて決算の確定が3ヶ月早い。そのため、前年度決算実績を早期に把握でき、ただちにその結果を翌年度の経営の参考にす

## ることができる。

○地方自治法

(決算)

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、 出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共 団体の長に提出しなければならない。

 $2 \sim 6$  (略)

(出納の閉鎖)

- 第二百三十五条の五 普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日をもつて閉鎖 する。
- ○地方公営企業法

(決算)

第三十条 管理者は、<u>毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製</u>し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

 $2 \sim 7$  (略)

## (2)企業経営の弾力化

① 予算の弾力条項(地公企法第24条第3項)

普通会計では、予算に計上されない経費の支出を行うことや予算に計上された額を超えて支出することはできない(地方自治法第210条)。

他方、地方公営企業の予算は、本来歳出規制に重点が置かれるものではなく、企業の効率的運営に主眼が置かれるものであるから、単に予算がないという理由だけで支出が拒否されるべきではない。企業経営を経済情勢に応じて効率的に行うことができるよう、業務量の増加に伴い収益が増加する場合においては、当該業務に直接必要な経費に限り、予算超過の支出が認められている。

○地方自治法

(総計予算主義の原則)

- 第二百十条 一会計年度における一切の収入及び支出は、<u>すべてこれを歳入歳出予算に編</u>入しなければならない。
- ○地方公営企業法

(予算)

第二十四条

- 3 <u>業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたとき</u>は、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を<u>当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる</u>。この場合においては、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。
  - ② 効率的・機動的な経営のための資産運営の特例(地公企法第33条、第40条、地公企令第26条の5)

企業用の資産の管理行為を地方公共団体の一般の財産の管理に比べてより機動 的、弾力的に行うことができるようにするため、財産管理に関する特例を以下のよ うに定めている。

- i 企業用の資産の取得、管理及び処分については議会の個別議決は必要ではなく、その代わり、特に重要な資産の取得及び処分については、予算で定めなければならないとしている。
- ii 行政財産の目的外使用に係る使用料については、条例で定めることを要せず、 管理者が定めることができることとしている。
- iii 普通会計では、土地を貸し付ける場合を一定の場合に限定している(地方自治法第238条の4)のに対して、地方公営企業の場合は、企業の経済性を発揮する観点から、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合には、幅広く貸付けが認められている(地下鉄車庫上に設置する住宅等)。

#### ○地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

- 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを 貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに 私権を設定することができない。
- 2 <u>行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し</u>付け、又は私権を設定することができる。
  - 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な 建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的 を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする 場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)におい て、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法 による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。
  - 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である 土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三~六 (略)

- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

 $5 \sim 6$  (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

 $8 \sim 9$  (略)

○地方公営企業法

(資産の取得、管理及び処分)

- 第三十三条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。
- 2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める 重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。
- 3 地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。

(地方自治法の適用除外)

- 第四十条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに<u>財産の取得、管理及び処分については、</u>地方自治法第九十六条第一項第五号から第八号まで及び第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。
- 2 (略)
- ○地方公営企業法施行令

(地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け)

第二十六条の五 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第二百三十八条の四第二項から第五項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十九条の二各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務

大臣が指定する法人に対し、<u>当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用</u>に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第二百三十八条の五第四項及び第五項の規定を準用する。

## <Ⅱ 期待される効果>

このような地公企法の財務規定等を適用することにより、期待される効果として、以下 のものが考えられる。

(1) 適切な経営方針の策定とそれに基づく経営努力の促進

経営成績、財政状態の的確な把握により、安定的な地方公営企業サービスの提供のための適切な経営方針の策定が可能となり、当該方針に基づく経営努力の促進が期待できる。

① 適切な更新計画の策定

ストック情報の的確な把握により適切な更新計画の策定に役立てることが可能となる。

② 料金算定の適正化 (コストの適切な回収及び更新財源の確保)

期間損益計算による使用料対象原価の明確化により、適正な料金設定に役立てることが可能となる。

また、ストック情報が的確に把握されることから、減価償却費の算定や更新計画に基づく将来収支の予測等を通じて、投資コストの回収・更新財源の確保のための料金算定の適正化が可能となる。

その上、経営成績や財政状態が明確化されること等により、使用料改定の必要性を明確にかつ説得力をもって説明することが可能となり、議会・住民の理解を得やすい。

③ 負債の把握

退職給付引当金等、現金主義では把握できない負債について把握することが可能となる。

④ 経営責任の明確化

適切な経費負担区分を前提とした独立採算の原則及び一般会計からの明確な繰入ルールにより、地方公営企業が経営努力すべき部分が明確になることから、地方公営企業の経営責任の明確化につながる。

⑤ 職員の経営意識の向上

企業会計方式の導入により、適切な経費負担区分を前提とした独立採算の原 則が職員の意識改革を促し、経営意識の向上につながる。

⑥ 経営の効率化とサービス向上

経営の自由度の向上により、効率的な手法の活用、弾力的な資産の活用、住 民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化とサービスの向上が期待 できる。

## (2) 住民や議会によるガバナンスの向上

比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、開示の充実により、住民や議 会によるガバナンスの向上が期待できる。

## (3) 財政規律の向上による地方公共団体の財政健全化

地方財政が厳しい中、地方公営企業の財政規律の向上につながり、地方公共団体全体の財政健全化に寄与する。

## (4) 地方公会計改革の取組の促進

地方公共団体内部に複式簿記の知識・ノウハウを有する職員が育成されることにより、地方公会計改革の取組の促進にもつながる。

## 4. 国等によるこれまでの取組状況

法適化に当たっての課題と対応を整理する前提として、国等によるこれまでの取組状況を整理すると、以下のとおりである。

## (1)マニュアル等の整備

① 下水道事業におけるマニュアルの作成(「下水道事業における地方公営企業法 適用マニュアル」)(昭和63年自治省)

昭和63年3月に作成されたものであり、かなり前のものではあるが、下水 道事業経営講習会などにおいて配付されているところである。下水道事業にお いて法適化に取り組んできた団体の参考とされてきているものである。

- ② 簡易水道事業・下水道事業における法適化事例集の作成(平成13年総務省) 地公企法の適用の積極的な検討に資するため、法適化に関する状況を整理す るとともに、地公企法適用を行った団体における準備状況などをとりまとめ、 平成13年8月に作成され、関係地方公共団体に配付されているものである。
- ③ 簡易水道事業におけるマニュアルの作成(「簡易水道法適化マニュアル」)(平成14年総務省)

地公企法の適用、移行事務の流れ、資産評価、地公企法適用後の財務会計などを内容とするものであり、法適化の具体的な準備内容を示すことにより法適化に向けた積極的な取組みが行われることが期待されているものである。

④ 下水道協会における手引きの作成(「下水道事業における企業会計導入の手引き」)(平成20年 ※現在改訂作業中)

「下水道事業における地方公営企業法の適用マニュアル(昭和63年)」を基本としつつ、①移行に要する期間、人員、費用等の最新事例を掲載したこと、②事務量が大きい資産調査・評価の具体的かつ詳細な対応方法等を掲載したこと、③地公企法の法適化に伴う事務手続きについても留意点や事例等を記載したものである。

## (2) 移行のための体制確保

⑤ 地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業の創設(平成7年)

地方公営企業の経営に関するそれぞれの事業分野について識見を有すると 認められる者を総務省において経営アドバイザーとして委嘱し派遣する事業 であり、現在、法適化に係る支援が重点的に実施されている。

## (3)移行のための財源確保

⑥ 法適化経費に対する地方財政措置(平成11年~)

地公企法の適用をより一層推進するため、下水道事業においては平成 11 年度から、簡易水道事業においては平成 12 年度から、新たに当該事業の法適化計画を策定し、自主的に地公企法を適用しようとする地方公共団体に対して、計画に基づく法適用の準備経費(資産評価、電算システムの導入、資産台帳の作成等に要する経費)の 2 分の 1 について一般会計から繰出しを行うとともに、当該一般会計繰出金について特別交付税措置が講じられている。

## 5. 法適化に当たっての課題と対応

## く I 移行時>

移行にあたっての課題としては、大きく、(1)移行体制の確保、(2)移行財源の確保 及び(3)制度的課題が考えられる。

#### (1)移行のための体制構築

① 地方公営企業会計に精通した職員の不足

資産評価作業や新たな会計処理をはじめ、移行作業にあたっては、多くの知識・ノウハウが必要となるが、そういった知識・ノウハウを有する職員が不足している。

## ② 資産評価作業の事務負担

資産評価作業のノウハウがあったとしても、地方公営企業は一般的に投資額が大きく、所有する資産もかなりの量となるため、ある程度の費用や手間がかかる。

③ 人事・財政担当部局等庁内横断的な組織体制の構築

法適化にあたっては、移行後の職員の配置や予算のあり方等、地方公営企業内部だけでなく、関係部局との調整が必要となることから、例えば庁内横断的なプロジェクトチームの形成といった組織体制の構築が必要となる。

## 【対応】考えられる支援策(案)

これらの課題に対応するためには、以下のような支援策が考えられるのではないか。

① 移行作業に係る分かりやすいマニュアルの策定、改訂

移行作業には多くの知識・ノウハウが必要であるにもかかわらず、精通した 職員が不足している現状からすれば、知識・ノウハウをいかに共有するかが重 要である。前述のように、これまでにも移行作業に係るマニュアルが出されて いるが、その内容を精査し、移行作業担当者に分かりやすいマニュアルを策定、 改訂することが必要ではないか。

② 簡便な手法による合理的な資産評価の検討(制度面、マニュアル面)

資産評価作業にある程度の費用や手間がかかることを踏まえれば、簡便な手法も検討すべきではないか。しかし、資産情報が、今後の投資計画や適正な料金算定等の経営計画の重要な基礎となることを踏まえれば、簡便なだけでなく

合理的である必要がある。

また、当該評価手法についてのマニュアルの策定も考えられるが、その内容は、当然ながら、会計的・監査的にも妥当なものである必要がある。

③ 法適化推進のための人材育成に対する支援(特に法非適用事業しかない団体等) 法適化を円滑に進めるためには、人材育成が極めて重要であるため、人材育 成に対する何らかの支援を考えるべきではないか。特に、これまで地方公営企 業会計の知識の蓄積が無い団体(例えば、法非適用事業しかないような団体) については、都道府県等との連携など、より一層の支援が必要ではないか。

## ④ 広域的取組による自治体間の相互支援

各地方公営企業においても、先進的な団体を中心とした勉強会の開催、作業 方針の検討、役割分担等の自治体間の相互支援により、知識・ノウハウの共有 を図るという方法も考えられるのではないか。この際、都道府県によるコーディネートも重要な役割を果たすものと考えられる。

⑤ 資産評価に要する期間等を踏まえた移行期間の設定

法非適用事業に財務規定等を当然に適用させる際には、資産評価に要する期間等を踏まえた移行期間(例えば、3年程度)を設定することや、地方公営企業の規模や委託業者の質の確保に留意した段階的な移行措置を講じること等により、円滑な移行が可能となるのではないか。

#### ⑥ 横断的組織体制の構築支援

法適化を進める上での横断的組織体制の重要性を人事・財政担当部局等にも 周知するとともに、そのモデルとなる取組みの情報提供等により各地方公共団 体における横断的な組織体制の確保を支援することができるのではないか。

## (2)移行のための財源確保

移行にあたっては、システム改修費をはじめとした準備費用が発生することから、当該財源の確保が課題となる。なお、全国的に法適化に取り組むことになれば、ノウハウの普及や競争性の向上により、コストダウンも期待できるのではないか。

## 【対応】考えられる支援策(案)

① 財政措置の拡充

現行の支援策(※)を踏まえつつ、財務規定等の適用の対象範囲を拡大する際には、財政措置の拡充を検討する必要があるのではないか。

## (※) 現行の支援策

下水道事業(平成11年度~)及び簡易水道事業(平成12年度~)における 任意適用について、法適化計画に基づく地公企法適用の準備に要する経費の一 部について、特別交付税措置が講じられている。

## (3)移行の際の制度的課題

- ① 法適、非適企業における資本費平準化債の取扱いの違い 法適化することにより、資本費平準化債の発行可能額が多くなる場合もある が、少なくなることにより一般会計からの繰出しを増加せざるを得ない場合も ある。
- ② 出納取扱機関等の担保提供義務(地公企令第22条の3) 地方公営企業の出納取扱金融機関等は、地方自治法の指定金融機関等の指定 とは別に指定する必要があり、その際には担保提供義務が別途課せられている。

## ○地方公営企業法施行令

(出納取扱金融機関等の責務)

- 第二十二条の三 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、その取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務又は収納の事務につき当該地方公営企業に対して責任を有する。
- 2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、管理者の定めるところにより担保を提供しなければならない。

## 【対応】考えられる対応(案)

国において、制度の見直しの可否の検討も視野に入れるべきではないか。

## <Ⅱ 移行後>

移行時のみならず、移行後についても、以下のような課題があるのではないか。

(1)業務量の増加

財務規定等の適用に伴い、企業会計の経理事務や固定資産評価事務等の新たな 事務が発生する。

## (2) 会計処理体制等の確保

引当金等の発生主義に基づく会計処理等、企業会計の経理事務のためには、一 定程度企業会計方式に通じた職員の確保・育成が課題となる。

## (3) 財務諸表を活用できる人材の不足

適切な経営方針策定のためには、企業会計方式で財務諸表を作成するだけでなく、財務諸表を分析し経営方針の策定やマネジメントに活用できる人材の育成・確保が非常に重要である。

## (4) 適切なコスト計算

施設の長寿命化等により経済的耐用年数が延びている中、適切なコストを反映 し、今後の経営に生かしていくためには、税法基準に基づき設定された法定耐用 年数の見直し又は法定耐用年数により難い特別な理由がある場合に、当該資産の 使用可能期間を耐用年数とすることができる現行法令上の規定(地方公営企業法 施行規則第15条第4項及び第16条第3項)の適用事由の追加の検討も必要で はないか。

## ○地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号)

(有形固定資産の減価償却額)

第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数(この項及び第四項において「法定耐用年数」という。)(第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行つた年数を控除して得た年数とする。)に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

## $2 \sim 3$ (略)

- 4 第一項の場合において、<u>法定耐用年数により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するとき</u>は、管理者は、当該有形固定資産の<u>使用可能期間をもつて耐用</u>年数とすることができる。
  - 一 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償 却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法

定耐用年数に比して著しく短いこと。

- 二 当該有形固定資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能 期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。
- 三 当該有形固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。
- 四 当該有形固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 五 当該有形固定資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 六 その他前各号に掲げる事由に準じる事由により、当該有形固定資産の使用可能期間 が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなつたこと。

#### $5 \sim 7$ (略)

## (無形固定資産の減価償却額)

第十六条 償却資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価に<u>別表第三号に定める耐用年数</u>(第八条第五項の規定により当該無形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、当該耐用年数から当該無形固定資産の減価償却を行つた年数を控除して得た年数とする。)に応じ別表第四号に定める償却率を乗じて算出した金額とする。

#### 2 (略)

- 3 前条第四項の規定は、第一項の場合において<u>別表第三号に定める耐用年数により難い</u> 特別の理由があるときに準用する。
- 4 (略)

# 別表第二号 (第十四条及び第十五条関係)

# 有形固定資産の耐用年数

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
(略)	(略)	(略)	(略)
構築物	水道用又は工業	取水設備	四〇
	用水道用のもの	導水設備	五〇
		净水設備	六〇
		配水設備	六〇
		橋りょう	
		鉄筋コンクリート造のもの	六〇
		鉄骨造のもの	四八
		木造のもの	一八
		配水管	四〇
		配水管附属設備	三〇
		えん堤	
		鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	八〇
		れんが造又は石造のもの	五〇
		土造のもの	
		貯水池	三〇
		高架水そう	
		鉄筋コンクリート造のもの	四〇
		金属造のもの	_0
		木造のもの	<u> </u>
		さく井	<u> </u>
		電信電話線	三〇
		その他	
		鉄筋コンクリート造のもの	六〇
		コンクリート造又はれんが造のもの	四〇
		石造のもの	五〇
		金属造のもの	四五
		木造のもの	一五
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注一~四 (略)

## 別表第三号 (第十六条関係)

無形固定資産の耐用年数

ダム使用権	五五年
水利権	二〇年
特許権	八年
営業権	五年
借地権(地上権)	五年
専用側線利用権	三〇年
電気ガス供給施設利用権	一五年
電気通信施設利用権	二〇年

## 【考察】

- ・業務量の増加については、移行作業や人材育成等を通じて、ノウハウを蓄え円滑 に継承することにより、克服できるのではないか。
- ・地方公共団体内部において企業会計に精通した職員が不足する現状において、移 行作業の段階から、担当部局に限らず幅広に職員の育成を行い、適切な人材配置 がなされるよう、人事面において特段の配慮が必要になるのではないか。また、 財務諸表作成のみならず、それを活用するという視点からすれば、人事ローテー ションの長期化や公認会計士によるサポート等の対応が必要ではないか。
- 国においても、人材育成のための何らかの対応を検討すべきではないか。
- ・法定耐用年数の在り方については、見直しの可否について検討すべきではないか。

## <Ⅲ 移行時・移行後共通>

移行時・移行後共通の課題として、以下のものが考えられるのではないか。

(1) 法適化に対する担当者の心理的負担 企業会計処理等の事務について未経験の職員が多いため、心理的負担がある。

## (2) 財務状況を明確化することへの抵抗感

財務状況が明確化されることにより、使用料の適正化の議論につながる等、経 営改革等が求められるようになることへの抵抗感がある。

## 【考察】

- 〇法適化に対する担当者の心理的負担や財務状況の明確化への抵抗感は確かにあるが、法制度としての法適化の可否の判断を左右する課題とはいえないのではないか。
  - ・作業に苦労する点は多々あると理解できるが、心理的負担は、団体としての問題ではなく、個人の感情による部分が大きい。義務化がかえって心理的抵抗感を払拭するという面もあるのではないか。
  - ・赤字をきちんと認識すること、適正な料金水準等を議論し経営改革に取り組む ことは、独立採算を原則とする地方公営企業にとってあるべき姿であり、結果 的には地方公営企業の自律を促進するものと考えられる。
- 〇他方で、実際に作業を行うのは担当者であることから、担当者の法適化に対する 意識改革や担当者への業務支援については、きめ細かく十分に考慮していくこと が必要である。

#### (意識改革)

- ・法非適用事業の中には、公共事業に従事している意識が強い職員など、採算性に対する意識が弱い職員が少なくないが、地方公営企業である以上、採算性や効率性について意識を高く持たなければならない。
- ・そうした意識改革がなされれば、法適化に対する心理的負担は軽減されるのではないか。
- ・法適化対応業務を通じて今後の公営企業経営に不可欠なスキルを向上させ、 社会的に広く行われている財務状況の把握や経営努力、加えて住民や議会へ の説明責任の遂行に進んで取り組んでいくことが、分権時代の職員には求め られるのではないか。

## (人材育成等によるノウハウの充実)

- ・心理的負担は、企業会計に精通した職員の不足によることが大きいため、人 材育成に重点的に取り組んでいく必要がある。
- ・また、財務状況を明確化することへの抵抗感があるという問題の本質は、経営改革の必要性に関する意識が必ずしも高くなく、そのノウハウも不足しているからではないか。課題解決のためには、改革プランや事例集等に掲げられている手法を広く共有していくことが必要ではないか。

## 6. 法適用の対象範囲の拡大の検討

(1) これまでの当然適用と任意適用の考え方

前述のように、現在の地公企法は、その適用にあたり、法定7事業(水道事業等)、 病院事業、その他の事業と、大きく3つに類型を分けている。その理由を整理すると以 下のとおりである。

- ①法定7事業(水道事業等)については、受益者負担の原則のもとに企業として効率的に運営すべき典型的な企業であり、本来、企業としての組織、財務、職員の身分取扱い等を適用するのに適していることから、地公企法の規定の全部を当然適用することとしている。
- ②病院事業については、企業経営の実態を有するが、一般行政との関係が密接であるため、組織、職員の身分取扱いについては適用せず、財務規定等のみ適用している。
- ③その他の事業は任意適用としているが、その理由は以下のとおりである。
  - ・一般行政との関連が密接で経費の相当部分を一般財源をもって賄わなければならない(簡易水道・港湾整備・公共下水道)
  - ・一定の工事が完成すると事業そのものも完結するため、継続的事業体たる企業 とは言いがたい(宅地造成)
  - ・事業の内容が、施設の提供というきわめて単純なものであり、企業の経営という実態を有しないため、一律適用させる実益が無い(市場・と畜)

任意適用の判断基準としては、経常的経費の少なくとも 70~80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものとしているところであるが(基本通知)、地方公共団体の自主的な判断で弾力的に取り扱われているのが実態となっている。

- ○地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分) の施行に関する取扱いについて(昭和27年9月29日付け自乙発第245号)
- 第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第一節 総則に関する事項

- $-\sim$ 二 (略)
- 三 法の適用を受ける企業の範囲
- (-) ~ (八) (略)
- (九) 地方公共団体は、法定事業及び病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を条例で定める日から適用することができるものであること(法第二条第三項及び施行令第一条第二項)。この場合「主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入をもって充てるもの」とはその経常的経費の少なくとも七十~八十%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものであること。

## (2) 今後の当然適用と任意適用の考え方

地方公営企業会計を巡る近年の環境の変化を踏まえれば、地公企法適用の範囲を考えるうえで、以下のような観点から整理できるのではないか。

## <地方財政法による特別会計設置義務との関係>

現在は地公企法の財務規定等が当然適用されていない事業のうち、地方財政法により 特別会計設置義務が課され、独立採算の原則が適用されている事業については、経営成 績・財政状態を把握する必要性が高まっていると考えられるのではないか。

この点を踏まえた上で、地方財政法により特別会計の設置が義務付けられている事業の全部を対象とするか一部を対象とするか、又はこれら以外の事業も対象に加えるか、対象範囲に含める要件の考え方等について、財務規定等適用の効果や課題、更には各事業の経費回収率等を踏まえた検討が必要ではないか。

## <昭和41年改正時の理由との関係>

地方公営企業制度導入当初の事業・施設の普及拡大の時代とは異なり、現在は、まさに 更新需要等を踏まえ持続可能性を追求する経営管理的側面が重要となっているため、財務 規定等の適用の必要性は高まっている。昭和41年改正時に財務規定等が当然適用されて いない理由が、この状況を踏まえてもなお妥当するものかどうか、検討する必要があるの ではないか。

例えば、市場事業については、事業の内容が施設の提供というきわめて単純なものであることから、企業の経営の実態を有しないことを理由に任意適用とされているが、民間企業においても施設提供を業とする企業が多数存在していることからすれば、そのことをもって、財務規定等の適用の実益が少ないとは言えないのではないか。

## <経費回収率との関係>

現在、任意適用事業の基準として、基本通知において経費回収率70%~80%を一つの目安にしているが、地公企法の適用範囲を定めた昭和41年当時とは異なり、現在は経営管理的な側面が重要であるため、必ずしもこの目安にとらわれる必要はなく、仮に経費回収率が70%以下の企業であっても、財務規定等を適用する必要性が高い企業はあるのではないか。

仮に 70%以下の事業を財務規定等の当然適用とした場合、任意適用の基準を見直す等の対応が必要ではないか。

またその際には、能率的な経営を行ってもなお経営に伴う収入のみでは客観的に困難と 認められる経費に対する繰出金を経費回収率の算定上考慮に入れることや、会計基準の見 直しで盛り込まれた補助金等の収益化により経費回収率の上昇が見込まれることも考慮 に入れる必要がある。

## <各事業の特性との関係>

事業の特性を見て判断するという観点からすれば、同じ事業であれば、公営か民営かで会計手法に差を付ける理由はないのではないか。

少なくとも、①長期的な運営が必要であり、②多額の投資がなされ、③住民生活に不可 欠なサービスであり、廃止することができない事業であること、の3要件を満たすような 事業は、法適化すべきではないか。

また、事業ごとの現在の状況も考慮すべきであり、例えば、簡易水道事業については、 厚生労働省の補助金との関係で、平成28年度までに上水道事業と統合する企業が多く、 簡易水道事業で継続する事業についても、そのことを踏まえて法適化の議論をすべきでは ないか。

## <団体の規模との関係ー特に小規模団体への配慮>

団体の規模に着目し、小規模団体には法適用対象範囲から除くという考え方もあるが、 この点については、どのように整理すべきか。

例えば、職員数 O の下水道事業が 1,000 事業以上あり、このような企業は企業性という 観点では未成熟ではないかとも思えるが、職員を企業会計ではなく普通会計に計上してい る団体や民間委託等を行っている団体もあり、一概に職員数の規模だけで判断するのは適 当でないと考えられる。

なお、保有する施設が少量であり、また会計システムも現存するものである程度対応できるため、むしろ小規模企業の方が、容易に対応できる可能性もある。

このことからすると、小規模団体であることをもって、法適化の対象から外すべきではないのではないか。

一方で、小規模企業が抱える悩みとして、ノウハウ蓄積や財源確保の点で課題がある。 これについては、アドバイザー派遣や勉強会の充実、財政措置の見直し、適正かつ十分な 移行期間の確保(例えば3年程度)等で対応できるのではないか。

法適用の対象範囲の拡大の検討にあたり、現時点では主に以上の論点が考えられるが、 引き続き検討を深めていく必要がある。

法適用の対象範囲の拡大の検討にあたっては、多様な議論がありうるが、法を当然に適用しない事業であっても、財務規定等の規定を積極的に適用・活用し、サービスの持続可能性や効率性等を適切に検証していくべきである。

特に、投資規模の大きいもの、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるものであって新規に行うような事業については、地域

の住民サービスを引き続き担っていくべき自治体として、より積極的に適用していくべき と考える。

## 7. おわりに

財務規定等の適用の議論は、公営企業が会計事務をどのように行っていくかという議論としてのみ捉えられる節があるが、この議論は、国・地方財政の厳しい中、住民サービスを担う公営企業が、今後も企業体として持続的経営を行っていくためにはどうすべきかという経営のあり方につながる問題である。

公営企業の経営留意事項通知において、平成25年度までに経営の実態を的確に把握し 公営企業の抜本的改革の推進を集中的に行うことが要請されていることから、今後は、住 民生活を支えるという意味で、真に残すべき事業のみが公営企業として存続していくこと が想定される。

そのような公営企業が充実した経営を持続的に行っていくためには、各地方公営企業による適切な現状認識に基づく経営方針の策定と、それに基づく意識改革を含めた経営努力の促進が求められる。加えて、そういった経営を行うための仕組みが必要であり、国においては、現在の制度がそのような経営を行うのにふさわしい仕組みとなっているかを絶えず見直していくことが求められている。

このことを踏まえれば、今回の本研究会で整理したメリット及び課題をもとに、今後、 財務規定等の適用範囲の拡大の議論が更に深められることが強く望まれる。

## 地方公営企業法の適用に関する調査研究会 委員名簿

く委員>

【敬称略、委員は五十音順】

座 長 鈴木 豊 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

清本 **佳行** 京都府精華町総務部財政課長

えんどう せいさく 遠藤 誠作 北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員

神門 純一 浜松市財務部長

 小西 砂千夫
 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

こむろ まさお 小室 将雄 有限責任監査法人トーマツ・公認会計士

をとう ゆうや 佐藤 裕弥 株式会社浜銀総合研究所地域経営研究室長・中小企業診断士

できた まこと 北海道総合政策部地域行政局市町村課長(兼)財政・公営企業担出来田 眞 当課長

みやざわ まさやす 宮澤 正泰 千葉県習志野市財政部副参事

やまもと こうじ 山本 浩司 長野県公営企業管理者職務執行者 企業局長

## 平成24年度「地方公営企業法の適用に関する調査研究会」設置要綱

## 1 調査研究会の名称

地方公営企業法の適用に関する調査研究会

## 2 研究の背景・目的

地方公営企業の会計制度については、企業会計との整合性を図る観点等から、平成23年度に、昭和41年以来ほぼ半世紀ぶりの全面的な見直しが行われた。地方公営企業法(以下「法」という。)が規定する発生主義・複式簿記による企業会計が適用されるのは、法で定められた8事業及び財務規定を任意適用することとした事業に限られている。これを平成23年度決算ベースで見ると、全地方公営企業8,754事業のうち2,959事業となっており、全体のほぼ3分の1程度にとどまっている。

ストック情報を含む財務状況の開示の拡大が要請される中で、経営成績や財政状態の明確化、弾力的な企業経営の面で法の財務規定を適用するメリットは大きい。一方、財務規定の適用範囲の拡大に当たっては、資産評価やシステム構築等に伴う業務が増大し、人材の養成や財源の確保が求められるとともに、準備のため一定の移行期間等を考慮する必要がある。

このため、法の財務規定の適用に係る過去の経緯や現在の導入状況を整理するとともに、公営企業の実態把握を行いながら、財務規定の適用に関する課題(適用のメリット・デメリット、適用の意義、事業ごとの課題等)を整理する。

## 3 主な調査研究方法

学識経験者、地方公共団体関係者等による研究会を開催する。また、関係公営企業へのヒアリング等を実施する。

## 4 委員

研究会の委員は別紙のとおりとする。

研究会には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

## 5 調査研究会の開催

調査研究会は1か月に1回程度、1回当たり2~3時間を定例とする。

## 6 開催期間等

平成24年11月から4回開催し、平成24年度中に調査・研究成果をとりまとめる。 調査・研究成果をとりまとめた報告書は、地方公共団体、関係団体へ配布する。

## 地方公営企業法の適用に関する調査研究会での検討経緯

## 第1回研究会(11月1日)

- ・ 地方公営企業の法適化をめぐる現状と課題
- 研究会の進め方
- ・ 研究会の論点(基本的な方針、財務規定等適用の必要性・メリット)について意見 交換

## 分科会(12月3日)

事業別ヒアリング(市場事業、介護サービス事業)

## 第2回研究会(12月20日)

- 事業別ヒアリング(下水道事業、簡易水道事業)
- 研究会の論点(法適化に当たっての課題と対応)について意見交換

## 第3回研究会(1月15日)

- 研究会の論点(法適用の対象範囲)について意見交換
- 報告書骨子(案)について意見交換

## 第4回研究会(2月14日)

報告書(案)について意見交換

## 参考資料

## 目次

(参考	資料 1	)ヒア	リンク	が結果の	の概要			•	•	•	•	•	1
(参考	資料 2	)地方	公営企	≧業のホ	既況	•		•	•	•	•	•	7
(参考	資料3	)地方	公営企	<b>全業会</b> 言	計制度	のり	見直	し			•	• ;	21
(参考	資料 4	)地方	公営企	≥業法(	の適用	状》	兄等	- -		•		•	24
(参考	資料 5	)法適	化の移	多行作	業の流	れ	•	•	•		•	• ;	39
(参考	資料 6	)											
	委員提出	出参考	資料】	資本費	平準化	化債	[の]	取り	り打	及し	١١:		
起[	因する流	<b>去適用</b> 何	化から	法非通	題用へ(	の移	多行:	事化	列の	り 相	焸啛	更	

- - - - 41

平成24年11月1日

## 「地方公営企業法の適用に関する調査研究会」の進め方

## 1. 目的

本研究会では、地方公営企業を取り巻く現状や地方公営企業法の適用に関する過去の議論・制度改正の経過を整理するとともに、事業別ヒアリング等を通じて公営企業の法適化の取組みについての実情把握を行いながら、地方公営企業法の適用に向けた課題(適用の意義、適用事業の範囲等)を整理する。

## 2. 日程と内容

- 11月1日(木) 第1回会合
  - ・地方公営企業の法適化をめぐる現状と課題[説明]
  - ・研究会の進め方(案)
  - ・論点メモ提示[討議]

## 11月中旬

~12月上旬 分科会事業別ヒアリング(市場事業、介護サービス事業)

・法適化に当たっての課題(導入経緯、メリット・デメリット、移行事務に係る諸問題 等)を把握 ※ヒアリングの実施方針は別紙参照

## 12月中旬 第2回会合

- ・事業別ヒアリング(下水道、簡易水道) ※分科会にて実施した事業については結果報告
- 前回議論を受けての修正論点メモ提示[討議]
- 個別論点(①法適化に当たっての課題と対応) [討議]

## 1月 第3回会合

- ·報告書骨子提示[討議]
- 個別論点(②法適用の対象範囲)[討議]

## 2月 第4回会合

- •報告書案提示[討議]
  - →修正等が必要な場合は、後日速やかに対応

(以上)

## 事業別ヒアリングの実施方針

## 1. ヒアリング対象事業

- (1) ヒアリング候補としては、地財法施行令に特会設置義務のある地公企法の非適用事業 (交通(船舶)、電気(卸供給以外)、簡水、港湾、市場、と畜、観光、宅地造成、下水) 及び地財法施行令に定めはないが企業数が多い介護サービス事業(介護保険法施行令に 特会設置義務あり)が考えられるところ。
- (2) ヒアリングは、各企業の法適化にあたっての課題等(導入経緯、メリット・デメリット、効果、資産評価等の移行事務に係る諸問題、人材・財源の確保、苦労した点等)に加え、法適用範囲の拡大を進めるにあたって他に留意すべき点はないか等について確認していくためのものであるが、
  - 法適化した年度が古い(直近でも10年以上経過)、又は法適化の実績がない事業 交通(船舶)、電気(卸供給以外)、港湾、と畜、宅地造成
  - 〇 企業会計を使用している民間の事業主体が一般的に存在している事業 交通(船舶)、電気(卸供給以外)、観光、宅地造成 については、ヒアリング自体が困難、又はヒアリングを行う実益が乏しいと考えられる。
- (3) 以上から、ヒアリング対象事業は、簡水、下水、市場及び介護サービス事業とする。

## 2. ヒアリング方法

- (1) 各事業について、<u>法適化を検討中又は最近において法適化した企業(1~2企業)を対象</u>とする。事業によって該当する企業がない場合等、関係委員からの報告をもって代えることも検討する。
- (2) なお、ヒアリング対象団体の選定にあたっては、人材確保等の面で一般的に法適化の作業負担が大きいと考えられる小規模団体(人口10万未満)等を優先的に考慮する。
- (3) 法適用範囲拡大の主たる対象である簡易水道及び下水道事業については、研究会本会 (第2回会合)でヒアリングを実施する。市場及び介護サービス事業については、研究 会の時間的制約を考慮し、第2回会合までの間に分科会を設け、座長及び少数の委員並 びに事務局によるヒアリングを実施する(第3回会合で結果報告)。

## 分科会(事業別ヒアリング)概要

## 【ヒアリング対象団体】

- · (市場事業) A市 (人口約 52 万人、平成 15 年度法適化)
- ・(介護サービス事業) B市(人口約1万人、平成22年度法適化)
- ◆:委員等からの質問 →:ヒアリング対象団体の回答

## (1) 法適化の経緯

- ◆ 法適化にあたり、首長の果たした役割は大きかったか。
- → 首長から、企業会計を採用することで市民への説明責任を果たすべきとの指摘があったことで、議会対応や職員の意識の醸成がスムーズに進んだ。
- ◆ 職員の方からボトムアップで企業会計方式導入の機運が高まっていくことはないか。
- → 個人的には、新たな費用負担(減価償却費等)が生じ、財政部門との間で新たに繰入額等の調整が必要となることを考えると、ボトムアップでは難しいのではないかと思われる。
- ◆ 法適化するか否かの判断にあたり、経営状況の良悪が影響すると考えられるか。
- → 経営状況にかかわらず、法適化することで公営企業の経営状況が改善することが期待されているとは感じるが、自治体によっては、収支のシミュレーション結果がマイナスなら、法適化を行わないという選択をすることもあり得るのではないか。

## (2) 法適化に対する評価

- ◆ 一度企業会計を適用した事業を、官庁会計に戻したいと思うか。
- → 業務量が減少する状況下で、官庁会計に戻して繰入増額を期待するのではなく、支 出抑制策や財源確保策を考えていく方針。財政部局には余裕がなく、官庁会計に戻 したからといって財源不足分を穴埋めしてくれるということにはならない。
- ◆ 料金引き上げにより更新投資の財源確保を行う上で、企業会計方式は役に立つと言えるか。
- → 資産の評価額に対し更新財源をどれだけ料金に転嫁するかという点については、庁 内全体で考え方を統一しており、企業会計方式が必ずしも料金引き上げにつながる とは言えない。
- → 介護保険制度で介護報酬は一律に決まっていること等もあり、あまり関係ない。

## (3) 法適化作業

## ①資産評価

- ◆ 資産評価の際、資料の保存状況や職員の体制、所要期間如何。
- → 資料は全てそろっており、専任の職員 1 名が 2 年間で対応。資産の数が少なかった (約 100 件) ため、少人数で対応できた。

## ②関係部局との調整

- ◆ 各部局との調整において、特に苦労した点は何か。
- → 退職手当の取扱いについての人事部局との調整に最も苦労した。財政、出納部門に ついては、首長の法適化への意向もあって特に苦労はなかった。

## ③職員の体制・対応

- ◆ 法適化事務に関する人材配置の考え方如何。
- → 企業会計に明るい職員が配置された。
- → 企業会計の知識が全くない職員を一から勉強させて対応した。
- ◆ 法適化により業務量が増えるという地方団体からの意見があるが、見解如何。
- → 固定資産台帳の管理(減価償却費の算定等)等が必要になり、法適化前に比べて業務量が増えることは確実だが、一旦情報を整理してしまえば、それ以降の管理は膨大に増えるというわけではない。
- ◆ 公営企業部門と一般会計部門の人事配置の状況如何。
- → 技術職も含めて、通常の人事異動の一環として入れ替わりはある。ジョブローテーションについては、若手で3年、主任・中堅クラスで5~7年。
- ◆ 官庁会計に比べ、企業会計は技術的・心理的ハードルが高いと思うが、仮に法適用が義務化された場合、対応せざるを得ないという反応になるか。
- → いずれの会計であれ、適切な経営管理を行う必要がある点は然り。企業会計導入に 向けた最初のハードルが高く見えてしまうということではないか。
- → 精神的な拒否感は当然あると思うが、義務化された場合は、公営企業としても一生 懸命勉強して対応せざるを得ないという反応になるのではないか。

## (4) 今後法適化する企業に向けた助言等

- ◆ 法適化したことによって感じるメリット、留意点如何。
- → 一番のメリットは、職員のコスト意識の高まり。
- → 移行前に、適切に人材育成を行うことが必要。
- ◆ 法適化当時を振り返って、このような対策があればよかったというものはあるか。
- → 各課の庶務担当に研修プログラムを受けさせる等の対応が必要だったと感じる。
- → そもそもどこに相談したらよいかも分からない状態だったため、事前に参考情報が 色々分かるようになっているとよいのではないか。

## 第2回(事業別ヒアリング)概要

## 【事業別ヒアリング対象】

·(下水道事業) A町(人口約3万人、平成23年度法適化)

B町(人口約5万人、平成27年度法適化予定)

• (簡易水道事業) C町 (人口約1万人、平成24年度法適化)

D市(人口約9万人、平成27年度法適化予定)

◆:委員等からの質問 →:ヒアリング対象団体の回答

## (1) 法適化の経緯

- ◆法適化の契機は、ボトムアップもしくはトップダウンのいずれであったか。
- → 4事業ともボトムアップ。個別事情は以下の通り。
  - ・中長期の経営計画を策定する中で、将来世代に対する負担を軽減しなければならないという思いの下、経営基盤の安定化を目指す施策の一つとして、企業会計の 導入を掲げた。首長も企業経営者であり、その考えに同調、人員は増えなかった が能力の高い職員が配置された。
  - ・中長期の経営計画を策定する中で、繰入金が多額に上ることが懸念され、経営基盤の安定化を目指す施策の一つとして、企業会計の導入を掲げた。
  - ・平成 19 年度に「簡易水道等施設整備補国庫補助金交付要綱」が改正されたことに伴い、補助を受けられる間に水道事業と簡易水道事業を統合するという方針決定がなされたことによる。

## (2) 法適化に対する評価

- ◆法適化の前後で、財政当局の査定に変化はあったか。
- → これまでは現金収支の不足分という説明ぶりしかできなかったが、中長期の経営 計画を下に、自助努力でカバーできる部分とできない部分を理解してもらえるよう になった。
- ◆料金値上げを考えている事業もあるが、それに対する議会の反応如何。議会は財政 に対する問題として認識しているか。
- → 実質公債費比率が県内ワースト1であったため、むしろ議会からの後押しがあった。法適化についても、料金値上げを住民にわかりやすく説明するためのツールとして用いることができるだろうという反応であった。
- → 経営に関する審議会の委員長が料金値上げは当然必要というスタンスであった ため、反対論もあったが概ね問題とはならなかった。
- → 現時点では値上げは行っていないが、施設整備が十分にできておらず、検討はしている。また今後の消費増税の議論も念頭に置いている。

- ◆資本費平準化債の問題が出たが、法適と非適の取扱いが同様になるようになれば、 法適化も進めやすくなるということでよいか。
- → 当町では、減価償却費が償還額よりも大きいため平準化債は利用していないが、 近隣の市町村の中には、この点を心配しているところはある。

## (3) 法適化作業

- ◆県内のベンダーを使ってシステム構築したとのことだが、当該システムは県内の他 の市町村も利用しているところが多いのか。
- → きちんと把握しているわけではないが、そんなに多くはないのではないか。ただ、 他のベンダーよりは安かった。
- ◆法適化の前年度の作業項目が予定よりも増加している要因如何。
- → 固定資産の整理が想定よりも進まなかったことにより、その整理を完了してから 行う予定だった作業が後ろ倒しになってしまったため。
- ◆固定資産台帳システムを整備するに当たって工夫した点はあるか。
- → 管路等に関する下水道台帳システムとリンクするようにした。
- ◆固定資産の整理について、ノウハウの蓄積の観点から直営で行ったという話だが、 委託した上で完了後話を聞くといった対応は検討しなかったのか。
- → 固定資産の実情を把握することが整理の一番の肝だと考えたため、委託は検討しなかった。
- ◆公会計導入時に簡易な総務省モデルに基づき固定資産台帳を既に作ってしまったが、各事業会計のシステムとの連携について考えているか。
- → 公会計の担当が異なり、作業については把握していない。
- → 現在、下水道事業で保有しているシステムを、財政課(公会計担当)と共有する 方向で検討している。
- → 特に検討していない。

## (4) 今後法適化する企業に向けた助言等

- ◆留意点の中で、「横の連携を構築したほうが良い」との話があったが、具体的に苦労した点はあるか。
- → 関係部局にデータをもらう依頼だけを行っても面倒だと断られてしまったこと があり、法適化全体の意義・内容を説明する必要があった点には苦労した。

## 地方公営企業の制度概要

# 1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
- 事業例:上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である 料金収入によって維持される。

## 5. 管理者(法第7条~第16条)

- 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営 企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ▶ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

## 3. 職員の身分取扱(法第36条~第39条)

- 人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。
- 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを
- 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

## 4. 財務(法第17条~第35条)

- 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- こ伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費につい その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営 ては、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

## 5. 会計(法第20条、第30条)

- 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
- 官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
- ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

## 地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

## く法非適事業)

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 校通(船舶)
- 簡易水道
  - 港湾整備
- 市場

く任意適用事業>

く当然適用事業>

(地公企法2①②)

(地公企法の規定を適用する事業)

く法適用事業>

(地公企法2③)

- と
  報
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- O その他下 水道

経常的経費の少なくとも70~80% 程度を料金等の経営に伴う経常的 収入をもって賄うことができるもの

×

"(自動車

"(鉄道)

電気

ガス

自主的適用

- 〇介護サービス
  - O駐車場整備
    - 〇有料道路
- しから街

病院(※財務規定等のみ)

(有線放送等)

- ▶のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業
- 介護サービス事業は、介護保険法施行令により、特別会計中に勘定区分を設ける必要あり
- 地方団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に任意適用することが望まれる。 下水道の任意適用には特別交付税措置) (簡易水道、" X

工業用水道 交通(軌道)

## [参照条文]

## (公営企業の経営) 第6条 (地方債の制限) 地方財政法第5条

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、 次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。 第五条

交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要す る経費の財源とする場合

を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会 の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることがで 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費 難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入 は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企 業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困 第六条

# 地方財政法施行令第46条 (公営企業)

法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。 第四十六条

- 簡易水道事業、 ガス事業、六 電気事業、五 **交通事業、四** 工業用水道事業、三 水道事業、二
  - 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するため と畜場事業、 市場事業、十 の船舶を使用させる事業に限る。)、ハ 病院事業、九 4
    - 公共下水道事業 宅地造成事業、十三 観光施設事業、十二

## [参照条文]

## (この法律の適用を受ける企業の範囲 地方公営企業法第2条

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯 する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。 部二条

軌道事業 |||工業用水道事業、 水道事業(簡易水道事業を除く。)、二

ガス事業 電気事業、七 鉄道事業、六 自動車運送事業、五

四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下 「財務規定等」と 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第 いう。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。 S

部事務組合」という。)又は広域連合(以下「広域連合」という。)にあつては、規約)で定める ところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自 治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一 部事務組合(以下「一 10 ന

## 地方公営企業の役割

その代表的なものであるが、その他にも、電気(卸売り)・ガス事業や土地造成事業を行う 地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、 下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事 病院事業等が 業活動を行っている。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総 称して「地方公営企業」と呼んでおり、水道事業、下水道事業、交通事業、 、その事業種別は多種多様である。

ŲΠ
<u> </u>
郦
6
/ 기타
業
乨
鳭
谷
分
厾
平
10
₹,
<u>4</u>
<u>IJ</u>
云
体
₩
継
1044
冊

强

삇

长

卅

漕

长

田

粣

卅

嬹

卅

渋

鲗

冊

重

皿

鰮

书

卅

幍

件

K

企業の割合	)割合				(平成22年度地方公営企業決算の概況より)	き決算の概況より)
	菰	華			全業	左記にしめる 地方公営企業の割合
벞	貒	¥	~	П	1億2,563万人	99.4%
噩	統	盟	长		45億91百万㎡	%6`66
噩	讏	拟	$\prec$	<b>пШ</b> (	227億24百万人	13.2%
噩	讏	拟	$\prec$	□Ш′	44億76百万人	21.4%
噩	紕		九		9,182億36百万kWh	%6.0
噩	节	ス	託	الهال	1兆4,769億MJ	2.6%
		伥		数	1,593千床	12.9%
¥	以	団	$\prec$	П	1億890万人	91.3%

完

삇

长

淝

迡

测

粣

## 地方公営企業の決算規模

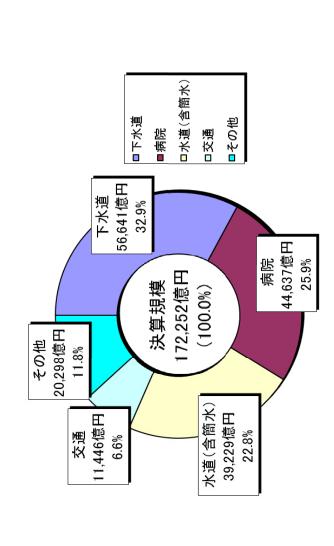
平成22年度の普通会計の歳出決算額の18.1%に相当し、目的別歳出の民生費の構成 決算規模は、17兆2,252億円で、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで病院 事業、水道事業、交通事業となっている。(対前年度比 Δ4,267億円、Δ2.4%) 比に次ぐ規模を有する。(民生費22.5%、教育費17.4%)

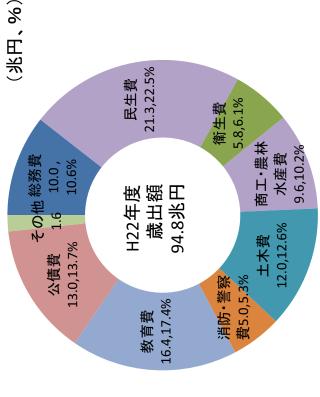
なお、公的資金補償金免除繰上償還額を除いたベースで比較すると、前年度に比べ

地方公営企業決算規模の状況(平成23年度)

3,207億円、1.9%減少している。

普通会計決算規模の状況(平成22年度)





## 地方公営企業の経営状況

公営企業全体の総収支は、4,246億円で、平成13年度から11年連続で黒字となってい るが、東日本大震災等による影響のため、前年度に比べ333億円、7.3%減少している。 となっている。一方、赤字事業は952事業(同10.9%)で、前年度に比べ40事業の増加と また、黒字事業は7,751事業(事業数全体の89.1%)で、前年度に比べ74事業の減少 なっている。

状況
松 称 域
本の
₩

年度									
		22			23			差 引	
			(A)			(B)		(B)-(A)	
区分法证	法適用	法非適用	수타	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数 2,	2, 152	5, 673	7, 825	2, 145	5, 606	7, 751	L \( \nabla \)	79 △	∆ 74
(7)	(73. 9%)	(97. 4%)	(89.6%)	(72. 6%)	(97.5%)	(89. 1%)			
黒字額 5,	5, 981	1, 297	7, 278	5, 871	1, 313	7, 183	△ 110	15	$\Delta$ 95
赤字事業数	762	150	912	808	144	952	97	9 🗸	40
(21	(26. 1%)	(2. 6%)	(10. 4%)	(27. 4%)	(2.5%)	(10.9%)			
赤字額 2,	2, 034	665	2, 699	2, 354	584	2, 937	319	Δ 81	238
総事業数 2,	2, 914	5, 823	8, 737	2, 953	2, 750	8, 703	68	EL △	△ 34
収支 3,	3, 947	632	4, 579	3, 517	729	4, 246	△ 430	16	$\Delta$ 333

他会計繰入金等を含 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、 ()は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。 (洪)

. . თ თ

# 地方公営企業の経営状況(事業別総収支)

事業別総収支額は、水道事業が最も多く、次いで下水道事業、交通事業、工業用水道 公営企業全体の総収支は、4,246億円で、平成13年度から11年連続で黒字となってい るが、東日本大震災等による影響のため、前年度に比べ333億円減少している。 事業となっている。

全体の経営状況(事業別総収支額)

: 億円,

	区分		法適用企業		<b></b>	法非適用企業	***		҉⊓	計	
, 	年度	度 22	23	差引	22	23		22	23	旧 業	増減率
事業		(A)	(B)	(B)-(A)	(C)	(D)	(D) - (C)	(E)	(F)	(F)-(E)	((F) – (E)) / (E)
水道	(含簡水)	) 2, 143	2, 051	△ 92	29	20	6 🗸	2, 202	2, 101	101 ∇	△ 4.6
<del>業</del> H	用水	道 214	228	14	l	I	I	214	228	14	6. 4
₩		通 388	262	$\Delta$ 126	Δ 1	1	2	387	263	△ 124	△ 32.1
		気 62	55	Δ 10	14	14	0 \( \nabla \)	92	66	△ 10	△ 13. 7
Ţ		8 8	\textstyle	△ 24	l	I	Ι	8	Δ 15	∆ 24	△ 286. 2
岪	-	院 9	△ 11	Δ 21	-	Ι	_	6	Δ 11	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	△ 219.3
۴	米	道 721	634	98 ∇	518	909	88	1, 238	1, 240	2	0.1
4	6	他 402	317	Δ 85	42	59	17	444	375	09 ♥	Δ 15.5
√□		計 3,947	3, 517	△ 430	632	729	<b>L</b> 6	4, 579	4, 246	EEE ∇	△ 7.3
	* 世界十里/1/	1	* 9 **	<b>~</b> E 技 :	7 -1 नार	1	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		+ < +		

(注)収支額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

# 地方公営企業の繰入金の状況

なお、特定被災地方公共団体では前年度に比べ19.5%増加しているが、特定被災地方 他会計繰入金は、3兆2,702億円で、前年度に比べ326億円、1.0%増加している。 公共団体以外では1.5%減少している。

交通事業となっ 業 水道事 事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで病院事業、 ている。

# 地方公営企業への他会計繰入金の状況

8 (b) / (b)-(H) 240. ۲ cί o 4. 4 24. 増減率 百万円、 ◁ ◁ ◁ ◁ 単位: 4,965 980 150 047 5,031 60997 507 (H) - (G)◁ 40, 増減額 32, 4 4 4 盂  $\Xi$ 819 990 292 965 245 879 582 270, 183 171, 411 ŲΠ 218, 731, 795, 330, 23 က် 9 574 955 443 458 798 095 389 901 176, 739, 223, 4, 791, 289, 237, 22 က 246 515 709 372 253 117 285 903 980  $\overline{\mathbb{H}}$ (E) - (D)増減額 23, 12, 4, 4 ◁ 4 4 ◁  $\widehat{\mathbb{H}}$ 資本的収入への繰り入りの 13, 148 2, 424 194, 185 1, 146, 814 305 63 131 567 991 . '32' 240, ! 8 460, 23 <u>e</u> 646 198,088 8 237 1, 123, 105 481 142, ( 6, 100 473, 2 196. 22 779 4,076 108 550 324 222 396 901 20 9 (B)-(A)増減額 4 က် ထ် S 16, ◁ ◁ ◁ ◁ 8 71, 106 859 312 収益的収入への総かの分の金額のである。 434 229 634 254 2, 123, 370 541 334, 90 83, 23 3 309 758 209 420 541, 710 2, 114, 469 317,859 8 75, 22 平成 年度||: 区公 浬 慀 K 巡 道 割 长 쏬 謳 徊 田 大 6 水道 事業  $^{+}$ 獙 Η > そ

(注)1. 収益的収入への繰入金には、特別利益のうち他会計繰入金を含んでいる。

特定被災地方公共団体とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する 法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令第1条別表第1で規定する9県178市町村をいう。 資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。

# 公営企業の経営に当たっての留意事項について (平成21年7月8日総務省公営企業課長等通知)

公営企業の抜本改革の推進 健全化法の全面施行と



計画的経営の推進

- 地方公共団体財政健全化法の全面施行等
- 公営企業の抜本改革の検討
- 第三セクター等改革推進債の活用の検討
- 「経営計画」の策定
- 計画期間 経営健全化の基本方針
- (1)事業の意義、提供するサービス自体の必要性、(2)公営企業として実施する必要性に関する事項
  - (3)組織、定員及び給与に関する事項、(4)投資に関する事項、(5)料金その他の収入に関する事項、
- (6) 一般会計からの繰出金に関する事項、(7) 経営基盤の強化に関する事項、
- (8) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策、
- (9) 資金管理・調達に関する事項、(10) 情報公開に関する事項、(11) その他重点事項
  - 収支見込み
- 「経営計画」を活用した業績評価等

病院事業・介護サービス事業 水道事業及び工業用水道事業、(2) 交通事業、(3)

- 下水道事業、(5) 電気事業、(6) ガス事業、(7) 港湾整備事業、 4
- 観光その他事業 市場事業・と畜場事業、(9) 地域開発事業、(10) 8
- 「資金不足等解消計画」の策定

資金不足等解消計画

事業別留意事項

- 「経営健全化計画」の策定
- 経営健全化計画の策定手続等 経営健全化計画の変更 経営健全化計画の完了

経営健全化計画

- 経営健全化計画の対象となる公営企業

その街

・地方公営企業会計制度等の見直 関係通知の廃止

# 公営企業の経営に当たっての留意事項について(概要①)

## 地方公共団体財政健全化法の全面施行と公営企業の抜本改革の推進 細ー

- 地方公共団体財政健全化法の全面施行等
- 二 公営企業の抜本改革の検討
- 各地方公共団体においては、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、<u>抜本的改革の推進を平成25年度までの間に集中</u> 的に行うことが望まれる。
- 公営企業の抜本改革の検討に当たっては、まず、現在公営企業が行っている事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する 必要があり、意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断さ れた場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。
- 更に、事業手法の選択について十分検討を行い、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入について、総合的 に比較検討を行い、費用対効果が最大となる事業手法を選択すべきである。
- また、「新地方公会計モデル」による公営企業会計も連結対象とした連結財務書類の整備が鋭意進められていること等も踏まえ、特段の事情がある場合を除 いて、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある。

## 三 第三セクター等改革推進債の活用の検討

第三セクター等改革推進債は、公営企業債の繰上償還等公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費を対象とすることができるものであり、その活用も念 頭において、抜本改革の具体案を検討されたい。

# 第二 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

引き続き公営企業形態で事業を行う場合には、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、特別会計を単位として、「経営計画」の策定を行う ことが望ましい。

- 「経営計画」の策定
- 二「経営計画」を活用した業績評価等
- 経営計画策定の実効を挙げるため、計画の達成度を評価し、また、計画と実績の乖離及びその原因を分析し、その結果を計画修正や次期計画の策定等企 業経営に反映させる計画策定(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)のサイクルを導入する必要がある。

# 公営企業の経営に当たっての留意事項について(概要②)

# 第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項(抜粋)

## 二 交通事業

特に、バス事業運転手の給与等については、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を策定し公表するよう要請してきたところであるが、引き続き、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情をも考慮しながら、特に地域の民間バス事業者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすること。

## 三 病院事業・介護サービス事業

病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け自治財政局長通知)を踏まえ、「<u>公立病院改革プラン」の策定及びその実施</u>に 着実に取り組み、公立病院の健全経営と地域において必要な医療提供体制の確保を図ること。

## 九 地域開発事業/十 観光その他事業

特に、経営状況が悪化しているものについては、第三セクター等改革推進債を活用した<u>事業の廃止を含め抜本的改革に積極的に取り組むこと</u>。

# 第四 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

- 資金不足等解消計画」は、特別の事由がない限り、「経営計画」を基本として策定するものとする。
- 地方財政法に定める資金の不足額は、事業の性質等を勘案しつつ必要最小限度の期間内に解消する必要があり、原則として10年以内(病院事業にあって は、5年以内)に解消すべきである。

## 第五 「経営健全化計画」策定上の留意事項

- 「経営健全化計画」の策定
- 経営健全化計画の策定手続等/三 経営健全化計画の変更/四 経営健全化計画の完了 П
- 五 経営健全化計画の策定を要しない公営企業

## 六 その他

# 地方公営企業の抜本改革等の取組状況(平成24年4月1日現在)

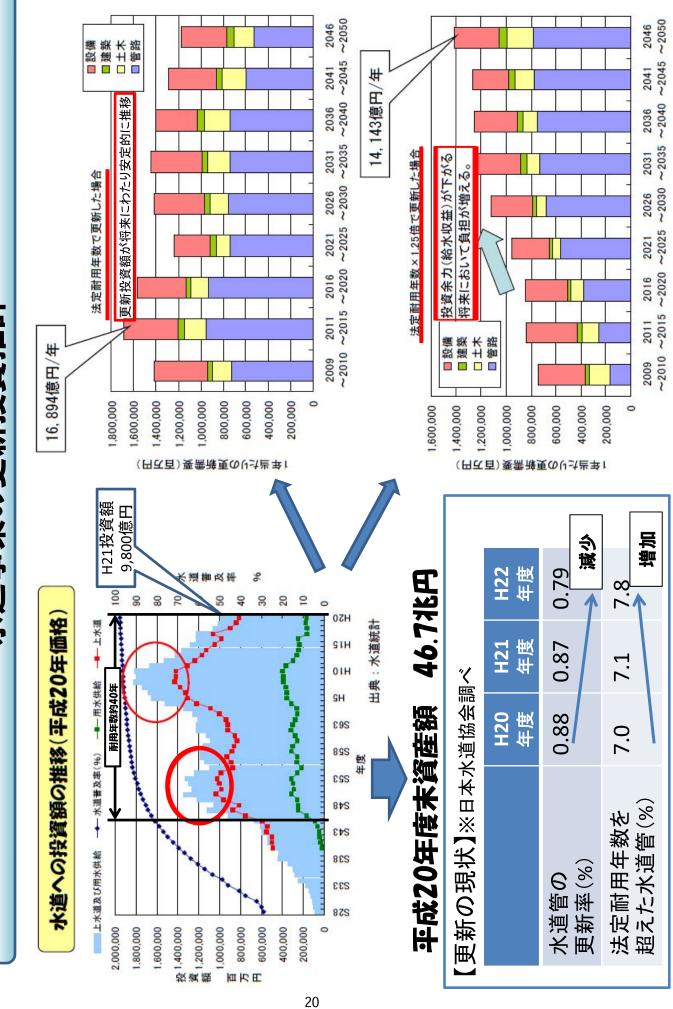
公営企業型地方独立行 政法人(導入数)		市町村等	14	32
公営企業型地7 政法人(導入数)	35法人	県·政令市 等	21	祝
		市町村等	25	20 13 9 4 6
PFI (導入数)	53事業	県·政令市等	28	下水道 病院 水道 観光施設その他
者制度		市町村等	597	199 154 148 70 32 31 30 22 7
指定管理者 (導入数)	707事業	県・政令市等	110	会議 ・ 選出 ・ 選出 ・ 選手 ・ 選手 ・ 選手 ・ 選手 ・ 選手 ・ 選手 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は
<b>引譲渡</b> からの実施数)		市町村等	196	117 28 3 3 7 7
民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施	233事業	県·政令市等	37	小職 が 一
からの実施数)		市町村等	253	76 -00他 49 40 39 24
事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数	280事業	県・政令市等	27	宅地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

<sup>(※)</sup>平成16年度から調査開始(「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの)

# く参考>公営企業における三セク債の活用状況 (件数:H21年度~H23年度)

# 4	_ []	26
<b>麦马</b> / 野头	到の当代	7
		10
	小計	4
弬	廃止	7
派	広域連合化	4
	地方独法化	∞

## 水道事業の更新投資推計



# 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

資本制度の見直し

 $(H24.4.1\sim)$ 改正済

改正済 (H26予決算~)

## 地方公営企業会計基準の見直

s計基準の見直U 借入資本金 414

補助金等により取得した固定資産の償却制度等引当金 繰延資産

たな卸資産の価額 4 6

減損会計

リース取引に係る会計基準 **/** 00

セグメント情報の開示

キャッシュ・フロー計算書

勘定科目等の見直し 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

計変更に伴う経過措置等

# 財務規定等の適用範囲の拡大等

水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適用拡大

本母究か で検討

# 見直しに当たっての基本的考え方

# 地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成21年12月)

# 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとすること

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業 会計原則の考え方を取り入れることとする。 0
- 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性 も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。 0

## 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと S

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用い て、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。 0
- 地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

# **・ 地域主権改革に沿ったものとすること**

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。 0
- 地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規 定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用すべきことを検討する。 0

# 財務規定等の適用範囲の拡大

地方公営企業会計制度等研究会報告書(平成21年12月)

## 【基本的な方針】

- 適用するメリットが大きいことから、原則として、法非適用企業(地方財政法第6条の公営企業の ① ストック情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、地方公営企業法の財務規定等を うち法適用企業以外の企業)に財務規定等を適用することが望ましい。
- 地方公共団体は、財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべき。また、財務規定等 の適用にとどまらず、地方公営企業法の全部適用についても併せて検討すべき。 (N)
- の、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要にある 適切に検証していくべき。また、第三セクター等の経営分析においても同様に活用されることが 更に、地方公営企業法を適用しない事業であっても、公共事業をはじめ、投資規模の大きいも もの等については、積極的に新たな地方公営企業会計基準の活用を検討し、費用対効果等を 期待される。 (m)



財務規定等の適用範囲の拡大に係る課題整理について、本研究会で検討

# 地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,754事業のうち、法適用事業は、平成23年度は前年度に比べ29事 業の増加となり、2,959事業(事業数全体の33.8%)となっている。

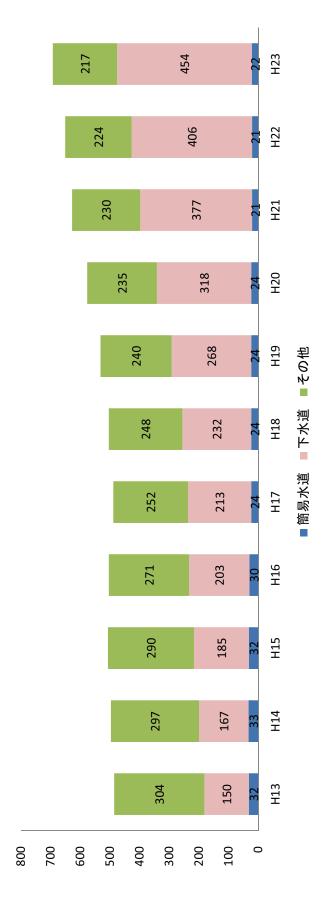
		l⊓ılı	事業別•法適用事業数割合	法適用	事業数	割合			(単位	: 事業 )
区分										法適用
年度										企業の
/	批	適用企	業	法非	非適用企	***		<del> </del>		割心
										(a)/(b)
事業	22	23(a)	増減	22	23	増減	22	23(b)	増減	(%)
水道	1,379	1,376	$^{\Delta3}$	773	757	01∆	2,152	2,133	01√	64.5%
うち簡易水道	21	22	_	773	757	01∆	794	779	Δ15	2.8%
工業用水道	152	152	0	0	0	0	152	152	0	100.0%
交通	29	29	0	39	39	0	86	86	0	60.2%
電気	56	56	0	37	37	0	63	63	0	41.3%
ガス	30	59	^1	0	0	0	30	59	Δ1	100.0%
病院	654	646	8∇	0	0	0	654	949	8∇	100.0%
下水道	406	424	48	3,231	3,171	09∇	3,637	3,625	∆12	12.5%
その他	224	217	$^{1}$	1,833	1,791	$\Delta^{42}$	2,057	2,008	$^{\Delta49}$	10.8%
合計	2,930	2,959	29	5,913	5,795	∆118	8,843	8,754	$^{\circ}$ 86	33.8%

### 事業数の推移 田 任意適 地方公宮企業法

任意適用対象事業のうち、実際に適用している事業数の割合は、過去10年間増加 しているが、対象事業数全体の10.7%にとどまっている。

**人一种,在日中带茅恒人** 一四十十二

			事業別	]• 法仕	·阿陶田·	事業数	温加				
事業名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
簡易水道	32	33	32	30	24	24	24		21	21	22
	150	167	185	203	213	232	268	318	377	406	454
その他	304	297	290	271	252	248	240	235	230	224	217
合計(A)	486	497	202	504	489	504	532	277	628	651	693
任意適用対象事業数 (B)	9,541	9,550	9,451	8,225	7,001	6,963	6,862	6,761	6,611	6,564	6,488
割合(A/B)	5.1%	5.2%	5.4%	6.1%	7.0%	7.2%	7.8%	8.5%	9.5%	6.6%	10.7%



# 法適用事業が法非適用事業に移行した理由

- 平成19年度からの5年間において、法適用事業から法非適用事業に移行した事業は、10事業。
- 移行理由については以下の通り(複数回答・理由不明の事業あり)。
- ※市町村合併を契機とした異動(法非適→法適 or 法適→法非適)は含んでいない。

	田田田	<b>件数</b>
	非適用事業会計との統合の際に、法適用にあわせると資産評価が必要になり、移 行作業が困難になるため	2
	経常経費の削減のため	2
$\odot$	指定管理者制度導入により、法適化を維持しておく必要性が低くなったため	2
<b>(4</b> )	多額の累積欠損金が生じている等、採算性がとれないため	2
(D)	法非適用にすることで資本費平準化債の発行可能額が増額するため(※)	1

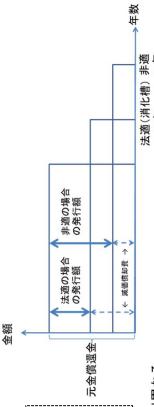
(※)資本費平準化債発行可能額=当該年度の元金償還額-当該年度の<u>「減価償却費」</u>(償却資産の帳簿価額/耐用年数)

耐用年数が法適用事業と法非適用事業で異なるため、上記の「減価償却費」が異なってくる。

(例)下水道事業において、資本費平準化債を発行する場合 法非適用 45年 法適用 50年 40年 消化槽

刯

消化槽の場合、法適用事業の方が 耐用年数が短い ⇒減価償却費が多額になる ⇒資本費平準化債発行可能額が少額になる (右図参照)



※発行可能額については、管であれば法適用事業の方が多額となる等、当該企業の保有資産の状況により異なる。

# 法適化に関するアンケート結果 ※(社)日本下水道協会アンケート(H23.10実施。対象:H18~22に下水道事業を法適化した団体。有効回答団体数:67団体)を参考

### 1. 移行時

## 1-1. 移行のための体制確保

1-1-1. 人口規模別の平均担当職員数と専従・兼務の別

	E -		技術系職員			事務系職員	
人口区分	中 村 教	職員数			職員数		
	1.3%		うち専属	うち兼務		うち専属	うち兼務
30万人以上	12	4.0	2.0	2.0	5.6	2.8	2.8
10万人以上30万人未満	17	4.6	1.0	3.6	0.9	1.8	4.2
5万人以上10万人未満	16	1.6	0	1.6	3.7	1.3	2.4
3万人以上5万人未満	6	5.0	4.0	1.0	3.9	2.0	1.9
1万人以上3万人未満	12	5.5	4.5	1.0	4.4	2.3	2.1
1万人未満	1	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	3.0
平均	67	4.1	1.9	2.2	4.4	1.6	2.8

## 1-1-2. 委託と直営のメリット・デメリット

	<u> </u>		デメリット	
茶	・効率的な資産調査 ・期間・人員・経費的に有利 ・技術的支援が有効 ・作業期間の短縮	70% 18% 10% 2%	<ul><li>・資産のチェックに苦労</li><li>・委託先の経験不足</li><li>・システム操作の把握に苦労</li><li>・経費負担が大きい</li></ul>	77% 13% 7% 3%
四	・経費節減 ・理解度の向上	64%	<ul><li>・技術的問題の解決に時間を要した</li><li>・担当職員の作業負担が大きい</li><li>・法適化に時間を要した</li></ul>	42% 33% 25%

1-1-3. 作業別委託状況

	システム構築	(人口区分別)	万~ 11	10万~30万 17	5万~10万 13	3万~5万 7		1万~3万 12		9	9	) 0 0	9	9	9	35 307 105 57 37	35 305 105 57 35	35 305 105 57 37	3万 30万 10万 5万 3万 3万	307 307 105 57 37 307	357 -307 -307 -307 -307 -307 -307 -307	357 6 307 107 57 37 307 107 307 307 307 307 307 307 307 3	35 305 105 57 307 307 307 307 307 307 307 30
		Y)	3 30万~	11 10万	10 5万~	5 3万~	9 1万~	4	$\vdash$	-			1 10 1 20	0,0							V 0 1 2 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
E	移行事務支援	(人口区分別)	~ 至08	10万~30万	5万~10万	3万~5万	1万~3万		~1万	~ <sub>1万</sub> 合計	~1万 <b>合計</b> 30万~	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万	~1万         合計         30万~         10万~30万         5万~10万         3万~5万         1万~3万         ~1万         今計	<ul> <li>○1万</li> <li>合計</li> <li>30万~</li> <li>10万~30万</li> <li>5万~10万</li> <li>3万~5万</li> <li>1万~3万</li> <li>一1万</li> <li>一1万</li> <li>合計</li> <li>30万~</li> </ul>	<ul> <li>○1万</li> <li>合計</li> <li>30万~</li> <li>10万~30万</li> <li>5万~10万</li> <li>3万~5万</li> <li>1万~3万</li> <li>一1万</li> <li>合計</li> <li>30万~</li> <li>10万~30万</li> </ul>	<ul> <li>○1万</li> <li>合計</li> <li>30万~</li> <li>10万~30万</li> <li>5万~10万</li> <li>3万~5万</li> <li>1万~3万</li> <li>一1万</li> <li>合計</li> <li>30万~</li> <li>10万~30万</li> </ul>	<ul> <li>○1万</li> <li>合計</li> <li>30万~</li> <li>10万~30万</li> <li>5万~10万</li> <li>3万~5万</li> <li>1万~3万</li> <li>一1万</li> <li>合計</li> <li>30万~</li> <li>10万~30万</li> <li>5万~10万</li> <li>3万~5万</li> </ul>	<ul> <li>○1万</li> <li>○百計</li> <li>30万 ~</li> <li>10万 ~ 30万</li> <li>5万 ~ 10万</li> <li>3万 ~ 5万</li> <li>1万 ~ 3万</li> <li>○日計</li> <li>○日計</li> <li>30万 ~</li> <li>10万 ~ 30万</li> <li>5万 ~ 10万</li> <li>3万 ~ 5万</li> <li>1万 ~ 30万</li> <li>10万 ~ 30万</li> </ul>	<ul> <li>○1万</li> <li>○合計</li> <li>30万</li> <li>10万</li> <li>30万</li> <li>5万</li> <li>10万</li> <li>30万</li> <li>○1万</li> <li>○日</li> <li>○1万</li> </ul>
項	12.1		8	14	13	7	10		-	52	52	- <b>52</b> 4 4 3	- <b>52</b> 4 4 3 3 2 2 2	- <mark>52</mark> + 4 + 1	- 2 3 3 2 1 1	- 22 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	52 4 4 4 3 3 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 25 2 4 4 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 25 3 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 22 3 4 4 3 3 3 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 2 2 3 3 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 2	- 22
	資産調査	(人口区分別)	30万∼	10万~30万	5万~10万	3万~5万	1万~3万		~1万	~1万 <b>合計</b>	~1万 <b>合計</b> 30万~	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万 <b>合計</b> 30万~	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 55~10万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 10万~30万 10万~30万	~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 6万~10万 5万~10万 5万~10万
			2	12	8	3	10	١	_	38	38	38	88	388	88	88	38	388 0 0 7	38 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	38	38 7 7 0 0 7 8 8 9	38	388
	基礎調査	(人口区分別)	30万~	10万~30万	5万~10万	3万~5万	1万~3万	~1万		수計	合計 30万~	合計 30万~ 10万~30万	合計 30万~ 10万~30万 5万~10万	合計 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万	合計 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万	合計 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万	合計 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万	<b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 6月 30万~3万	合計 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万 合計 30万~	<b>合計</b> 30万~ 10万~30万 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万	<b>合計</b> 30万~30万~5万~10万~30万~10万~30万~10万~3万~1万 ~1万 ~1万 ~1万~10万~30万~30万~30万~30万~30万~5万~5万~5万~5万	<b>合計</b> 30万~30万~5万~10万~30万~10万~30万~10万~3万~1万~1万~1万~1万~1万~1万~30万~10万~30万~10万~30万~3万~3万~3万~3万~3万~3万~3万	<b>合計</b> 30万~ 10万~30万 5万~10万 3万~5万 1万~3万 ~1万 ~1万 <b>合計</b> 30万~ 10万~30万 1万~3万 1万~1万
**	女士	1人 <i>沉</i>			<b>小</b>	H # 등 #	X  記						<b>1</b>		松	松	- 松 - 岩 : 岩 : 岩 : 岩 : 岩 : 岩 : 岩 : 岩 : 岩 : 岩		1 概	一条 语	一条 恒知 超	一条 恒等部品 图等	一条 恒等 部

1-1-4. 法適化に要した期間

			N	平均作業期間(年	年)	
人口区分	市町村数	+ 4		内	訳	
		王   	基礎調査	資産調査	移行事務支援	システム
30万以上	11	3年10ヶ月	1年6ヶ月	2年4ヶ月	5年	2年5ヶ月
10万以上30万未満	8	2年7ヶ月	1年47月	3年	2年3ヶ月	1年8ヶ月
5万以上10万未満	12	2年6ヶ月	1年3ヶ月	1年11ヶ月	1年5ヶ月	1年6ヶ月
3万以上5万未満	10	1年8ヶ月	1年6ヶ月	1年4ヶ月	1年5ヶ月	1年1ヶ月
1万以上3万未満	4	10ヶ月	日49	6ヶ月		10ヶ月
1万未満	2	1年			1年	1年
计	47	1年7ヶ月	1年6ヶ月	2年3ヶ月	2年3ヶ月	1年7ヶ月
	一个田 11777日十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	r 许许书〉				

<sup>※</sup> 日本下水道協会アンケート結果より(H19年度実施)。※ 作業期間の内訳は、項目ごとの作業期間を示し、並行作業もあるため合計値と全体は同じにならない。

<sup>28</sup> 

### 1-1-5. 資産評価の精度

管きょ施設	回答数	割合
①管路台帳と照合し、不明資産の特定及び評価を行った	42	%29
②決算書類等から簡易的に不明な資産の数量及び費用を算出した	23	32%
③資料等がないものは計上しない	7	%01
④その他(備忘価格を計上)	1	%1
승 計	73	100%

割合	25%	30%	15%	100%
回答数	33	18	6	09
処理場・ポンプ場施設	①設備台帳や現場踏査で照合し、不明資産の特定・評価を行った	②決算書類等から簡易的に不明な資産の数量及び費用を算出した	③資料等がないものは計上しない	수 計

土地・工具器具及び備品等	回答数	割合
①現場踏査により、不明資産の特定・評価を行った	21	35%
②決算書類等から簡易的に不明な資産の数量及び費用を算出した	21	35%
3)資料等がないものは計上しない	15	25%
④その他(1円で計上、取得後20年以内のみ計上)	3	2%
수 計	09	100%

### 1-1-6. 総合償却の採用状況

項目	回答数	制合	主な理由
①総合償却を採用した	7	10%	資産評価を簡素化するため。
②総合償却を採用しない	09	%06	除却等の異動処理を考慮し、資産体系を細分化して 管理しているため適用していない。
수 計	67	100%	

(参考1)下水道における総合償却

(参考2)簡易水道における総合償却

耐用年数(年)	総合償却				28				C	38			9	2		
耐用	州	40	20	09	09		09	46 18	40	30	L.	15	6 20	15	15	10
<b>□</b>		取水設備	導水設備	净水設備	配水設備	捧りトル	調べら、鉄筋コンクリート造のものはは、はずです。	戦骨垣のもの 木造のもの	配水管	配水管附属設備	電気設備 汽力発電記供	ハノ 光电 記順 内燃力発電設備	蓄電池電源設備 その他	ポンプ設備 ポンプ設備	薬品注入設備	滅菌設備
1						構築物							機械及び装	鮰		
耐用年数(年)	総合償却		50				C	ۍ کې					20			28
	州	50	) U	OC	30	35	30	40	40	30	20	10	15	17	20	28
1	革皿	下水消倍等上 人名 及7.6.妣		が正式 開	<b>俎水扉及び防潮</b> 扉	処理設備附属管弁	送泥管	濾床	消化槽	ガス槽	ポンプ設備	滅菌設備	計量器	荷役設備	処理機械設備	浄化槽
1	種類		•	'		## 给 ##	条						機械及び装	鮰		

### 1-2. 移行のための財源確保

1-2-1. 平均委託費用

\7 <u>&amp;</u> L T			平均委託費(千円)	Э)	
ヘロピン	基礎調査	資産調査	移行事務支援	システム構築	合計
30万以上	4,847	71,399	3,157	20,565	896'66
10万以上30万未満	1,773	43,922	4,087	16,110	65,892
5万以上10万未満	2,976	16,633	5,322	4,942	29,873
3万以上5万未満	2,625	15,971	2,840	5,890	27,326
1万以上3万未満	3,590	7,348	4,891	6,811	22,640
1万未満	0	1,313	1,575	6,442	9,330
平均	2,942	36,850	4,247	12,173	56,212
(参考)委託団体数	38	63	43	64	

### 2. 平常時

## 2-1. 業務量の増加と会計処理体制の確保

2-1-1. 法適化後の業務の状況

		回答数	
垻 日	効率化した	煩雑化した	いなえ言ももるさと
])予算編成	7	21	75
2)予算執行管理	11	14	75
③伝票作成及び管理	3	24	0†
<b>④決算事務</b>	2	31	34
5)消費税申告事務	12	11	<b>†</b> †
⑥統計整理の処理	9	10	19

## 2-1-2. 法適化時に導入したシステム

項目		回答数	備考
/一个"外牙牙"作出	新規導入	16	
ト小垣ロ帳ンクノム	他部局と同じシステムを導入(※1)	l	
記様な能がカー	新規導入	13	
以第ロ京ンクング	他部局と同じシステムを導入(※1)	4	
田中珍辞毎田ジュニー	新規導入	28	
回た貝圧目年ンクノム	他部局と同じシステムを導入(※1)	25	
/ 一个:"一个带个	新規導入	67	
に未方言ンクノム	他部局と同じシステムを導入(※1)	38	
その他の導入システム		20	料金、起債管理、受益者 負担金、工事台帳

<sup>※1</sup> 他部局のシステムを一部加工して活用した場合も含む。

<sup>※2</sup> 各システムの回答数のうち67に満たないものは、導入済み又は導入していない状況を示す。

# 法適化に関する地方団体の反応

- |. 「地方公営企業会計制度等研究会(H21総務省)]開催時に実施した地方団体(全公営企業対象 アンケート調査より
- 【1-1. 法適用事業の財務規定等の適用にあたり、特に事務負担・財政負担が大きいと考えられる事項】
- 事務負担では、適用時の一時的な業務量の増加(新システム導入、整備時期の古い資産の評価、 事務フローの再整備等)を挙げる例が大半。また、一般会計と異なるシステムを運営すること(帳簿記 帳等の事務も含む。)が負担とする団体もあった。
- 大多数。事務量の増加に伴う人件費の負担増(又は専門家への業務委託費)を挙げる団体も一定程 〇 財政負担では、資産評価・資産調査に要する経費、新システム導入に要する経費を挙げる団体が 度あった。
- 【1-2. 全部適用が困難又は不適当である理由】
- 〇 組織改編、職員の身分変更に伴う人員や事務量の増大(例:人事・労務管理の知識を有する職員の 新たな育成・確保。人事異動の制約。)。
- [1-3. 自由意見]
- 〇 財務適用により一般会計と異なるシステムを運用するなど管理費が増大するため料金上昇につな
- O 財務適用の準備のための十分な移行期間が必要。

2. (社)日本下水道協会が実施したアンケート調査(H23.10月実施。平成18年度から22年度に下水道事業を 法適化した団体を対象。有効回答団体数:67団体)より

### 【2-1. 法適化の理由・契機】

法適化の理由・契機	回答数	割合
事業の運営成績や財政状況をより明確にするため	27	42%
行政改革による要請	15	%77
市町村長の意向	10	%51
部局内の検討	6	13%
組織統合	7	%9
高資本費対策経費の財政メリット(法適化当時)	ı	%1
無回答	1	1%
合計	<b>L9</b>	100%

### [2-2. 企業会計導入の効果]

項目	回答数	割合	備考
①職員の経営意識の向上	34	20%	
②経営指標の活用	43	25%	
③事業分析	41	24%	
(4)コスト管理	27	16%	
⑤議会の理解が得られやすい	5	3%	
<b>⑥情報公開</b>	7	4%	
②特になし	4	2%	
8その他	10	%9	・経営計画、投資計画が策定可能。 ・機動力の確保 ・管理者権限における弾力性 ・節税効果
승計	171	100%	

### 【2-3. 資産評価で苦労した点】

分類	苦労した点
	・過去の資料を探したり精査するのに時間がかかった。
	・散在している工事に関する資料等を1ヶ所に集め、年代別・事業別に分類する時間と手間がかかり大変苦労した。
	・設計書がないため資産を特定して調査するのが困難で、現存する管路台帳を基に調査する しかなかった。また,資産調査をする際に毎年度ごとの決算書を基にした金額を、毎年度 取得した資産に按分して取得価格を出すしかなかった。
資産整理のための資料収集に関すること	・資産の評価については下水道部の管理部門で行ったが、工事担当や処理場担当など幅広 い分野の職員をあつめてやれば, もっと適切な資産調査を行うことができたと思われる。
	・資産調査・評価作業については、委託したが、委託業者は、資産調査の一般的なノウハウ は持っているが、それぞれの自治体独自の工事などの発注方法(繰越工事や継続費の設定 など)や施行方法があるため、業者まかせにはできなかった。また、職員が、チェックを行う 知識及び作業時間が少なく苦労をした。
	・事業開始から10年しか経過していなかったため資産が少量で資料もほとんど残っており、 比較的苦労は少なかった。しかし職員数が少ないため委託せざるを得なかった。
直営対応に関すること	・経費を節減するため、(社)日本下水道協会発行の「下水道事業における企業会計導入の手引き」を参考に職員で調査できることは自分たちで行った。具体的には、エクセルシートに決算書の整理を行い、建設支出・財源総括表等を作成するとともに契約書、設計図書等の有無や保管場所を一覧表としてまとめた。また、技術系の職員が担当になっていなかったため書類の見方に苦労した。
	・工事台帳の整備がされてなかったが、職員で工事台帳の整備を行った。
合併に伴う情報整理に関すること	・組織再編、合併等により事務所移転を繰り返したため、設計書の所在不明の割合が多かった。
	・委託先の担当者が途中で変わったため、事項確認、チェック等が再度必要となるなど、余分に 時間を必要とした。
からき	・移行業者とシステム業者が違うため、調整するのに苦労した。
된 SS -	・1年半余りの契約期間で実施した関係で、減価償却費等の金額算定が初年度予算編成に間に 合わず、補正予算で大幅に変更しなければならない事態となってしまった
	・資産調査を毎年入札した結果、途中で受託業者が変わり、事業の引継ぎに苦労した。

# 法適化に係る現行の財政措置(特別交付税措置

(下水道:H11~)

経費、資産台帳の作成経費、条例・規則等の整備に要する経費等)のうち、総務大臣が調査した額に 2分の1を乗じて得た額の範囲内において、当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り ○ 地方公営企業法の適用に要する経費(資産評価に要する経費、システムや電算の導入に要する 入れた額に、次に掲げる乗率を乗じて得た額。

乗 率	0.5	0.7	6:0	1.0
財政力指数 財政力	1.8以上	0.6以上~0.8未満	0.5以上~0.6未満	0.5未満

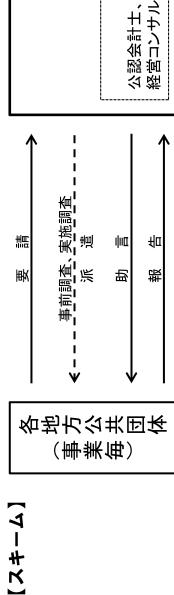
・委託経費56,212千円の1/2を一般会計から繰り出した場合(「『法適化に関するアンケート』1-2-1.平均委託費用」に基づく) 56,212 千円 × 1/2 × 0.5 = 14,058 千円 56,212 千円 × 1/2 × 1.0 = 28,106 千円 財政力指数0.8以上の企業 財政力指数0.5未満の企業

(簡易水道:H12~)

〇 地方公営企業法の適用及び簡易水道事業を統合するために要する経費の一部として総務大臣が 調査した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において、当該年度中に一般会計から簡易水道事業 特別会計に繰り入れた額の2分の1とする。

# 法適化に係る現行の人的措置(地方公営企業経営アドバイザー派遣事業について)

- 本事業は、地方公営企業の経営効率化等の観点から、経営計画、財務会計、組織管理、情報管理、事業の新展開、新しい サービス実施等について助言等を行い、第三セクターについては、経営改善等に係る市町村の指導監督を支援するもの。 0
- 派遣対象は、地方公営企業を運営している都道府県・市町村と、第三セクターに対して25%以上の出資を行っている市町村。 0
- 本事業において、法適化の支援を重点的に実施。



 総務省

 委嘱
 報告

(参考)平成24年度派遣先

事業名	助言内容	法適化
•	法適化に向けた効率的作業方法、移行後の経営改善方法	0
一下水道(3四体)	法適化作業における留意事項、法適化後の経営効率化に向けた方策	0
Ì I	法適化に向けた疑問や課題に対する解決策	0
水道	今後の施設更新や会計制度の改正と、料金改定との関連	ı
(2団体)	今後の施設更新、組織・管理運営体制	ı
病院	運営全般(特に、常勤医師の確保と医業収益の改善策)	I
(2団体)	経営形態の見直し、医師確保と固定費抑制に向けた対策	_
細口	村と公社の関係のあり方、経営分析、コンサルティング会社提案の的確性	ı
479—	肉豚確保に向けた取組、営業活動強化策	ı
(3吐杯)	民営化・会社の清算といった今後の方向性、民間への事業拡大方法	ı

# 他のセクターの会計制度(複式簿記適用状況)

- 斜線部分が複式簿記採用法人 会計
- 公営企業の括弧内の数は、平成23年度地方公営企業決算統計における事業数 0

**民間的側面** (投資家・債権者への説明責任)

(住民等への説明責任) 公共的側面

般社団-財団法人

※公益社団・財団法人も同様。

(8,754)公宮企業

任適事億用業 田

霰

44

法 栅 獙 卿 噩 (法定七事業・病院)

社会福祉法,

法

洪

跌 政 洪 44 洪 烘 村 作 政

粃 N P O 洪 M

※会計基準はあるが、強制適用ではない

簡易水道等)

4

耞

※公会計改革により財務諸表を作成

熳

(5, 795)

(2, 266)

社

似

学校法人

## 法適化の移行作業の流れ

〇 法適化の移行作業には、大別すると、下記のとおり、I . <u>資産評価、I . 事務手続き、I . ンステム構築の</u> 3つがあり、これらを同時並行的に進めていく必要がある。

# I. 資産評価(例:原則資料のみで評価するケース)

- 決算書や工事設計書、工事台帳等、資産に関する情報(種類や量、工事期間、取得年度、請負金額、財源内訳等)が分かる資料を収集
- ② 過去の決算書から資産関連の歳入・歳出情報を抽出
- ③ 設計書や工事台帳等を基に年度別の工事一覧表を作成
- ④ ②と③を突合し、現年・繰越等の調整を行った上で、各年度の工事情報を集約
- )資産評価結果表の作成及び資産評価
- 団体ごとの資産管理区分に従い、設計書や台帳等を基に各資産に関する情報を集約した一覧表を作成(耐用年数を基に減価償却を反映し、 取得価額を決定

### : 主な事務手続

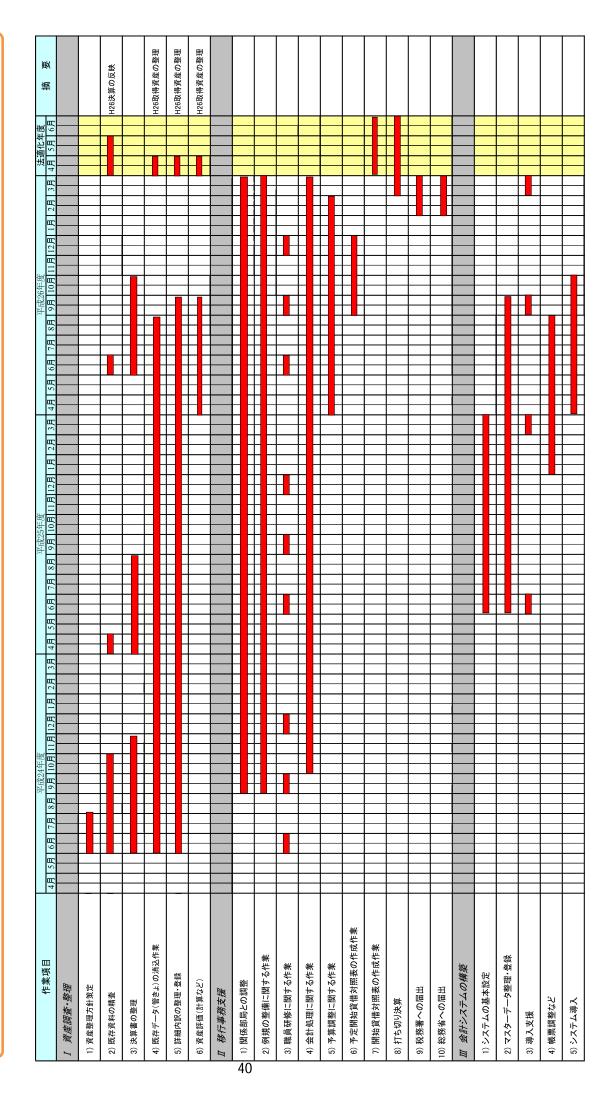
- 設置条例等の例規の新設、改正等
- ② 出納・収納取扱金融機関の指定等
- ③ 企業会計方式による新予算編成(予算科目・勘定科目等の検討等)
- ④ 打ち切り決算[出納整理期間なし](未収・未払の整理等)
- ③ 事業の廃止・開始に係る税務署への届出・総務省への報告

### II. システム構築

- ① 既存システムの活用又は新規導入の検討
- 複式簿記・発生主義に対応の企業会計システム及び固定資産の異動状況等を把握する資産管理システムの導入検討 **(V)**
- ③ カスタマイズの検討(団体独自の入力、チェック項目等の整備の有無
- ④ 予算編成と連動したシステム構築・改修

# 移行作業スケジュール(A町・下水道事業の場合)

3つの作業を同時並行的に進めており、全体の作業期間としては、約3年かかっている。



資料提出委員:株式会社浜銀総合研究所

佐藤 裕弥

### 資本費平準化債の取り扱いに起因する法適用化から法非適用への

### 移行事例の概要

### 事例紹介

- · (下水道事業) A市 (人口約6万人、平成18年度法適化、平成19年度法非適用化)
- (1) 法適用の目的
  - ◆平成 18 年度 に下水道事業の経営状況の透明性を高め、市民サービスの向上を図りつつ、自立経営を目指して地方公営企業法の全部適用により公営企業へと移行した。 とくに、負担の適正化を図ることにより、下水道会計への繰出金を縮減することを目的の一つとしていた。
- (2) 法非適用から法適用、そして法非適用までのスケジュール

平成 12 年 3 月 第 3 時行政改革大綱において、下水道事業の公営企業化を位置づけ

平成 15 年 4 月 下水道施設の資産調査開始

平成 15 年 12 月 平成 18 年度から法全部適用と下水道課と水道部の組織統合を決定

平成 16 年 7 月~平成 17 年 5 月 下水道課と水道部の組織統合に係る専門部会(全体会、組織部会、電算部会)を設置し、検討を開始

平成 17 年 12 月 条例改正議会提案

平成 18 年 4 月 法適用開始。資本費平準化債をめぐる関係機関との協議

平成 19 年 4 月 地方公営企業法適用を一時廃止

- (3) 資本費平準化債の発行可能額と一般会計繰出金の関係
  - ◆A市の発行額の算出結果は次の通りであった(平成 17 年度当初予算ベースで算出)。

発行額=元金償還金-減価償却費相当額

非適用の発行額=1,227,900 千円-738,200 千円 (注:減価償却費相当額)=489,700 千円

法適用の発行額=1,227,900 千円-965,800 千円 (実際の減価償却費)=262,100 千円 非適用のままの場合と法適用移行後の資本費平準化債発行額の差額=227,600 千円

(注) 非適用の減価償却費相当額=企業債発行総額(建設改良分) ÷44 年×0.9公共=34,361,650 千円÷44 年×0.9 年≒702,800 千円流域=1,735,000 千円÷44 年×0.9 ≒35,400 千円

### 委員提出参考資料

資料提出委員:株式会社浜銀総合研究所 佐藤 裕弥

計

### ≒738. 200 千円

→法適用後に資本費平準化債が 227,600 千円減少となった原因は、法非適用の際の 試算に使用されている減価償却費相当額が、法適用により計算される実際の減価償 却費に置き換わったことによる。

→A市の場合、法適用移行によって資本費平準化債の発行額が減少することとなり、 その結果、法適用移行後にその減少分を一般会計繰出金で補てんしなければならな い状況に至った。

### (4) 法適用を一旦廃止するに至った理由

◆平成 18 年度の法適用化移行に向けた段階で資本費平準化債の発行可能額が問題となることは予見されていたものの、大きな行政課題である人口減少、超高齢化、団塊の世代の大量退職という社会構造の変化等に対処することを理念として、法適用に至った。資本費平準化債の取り扱いについては、その当時から関係団体と協議を進めてきた。

- ◆資本費平準化債は、各年の下水道事業債の元金償還額と減価償却費との差額について発行できることから、「全額公費負担となる雨水部分の減価償却費を『みなし償却』として各年の減価償却費から控除することにより、資本費平準化債の活用枠拡大を図ることができないか」を検討していた。
- ◆しかし、「全額公費負担だとしても減価償却すべき」ことが判明したため、資本 費平準化債の活用枠の拡大が不可能となった。
- ◆その結果、前記の(3)の試算に示したとおり、法適用の目的とした下水道会計への繰出金の縮減はできず、むしろ拡大する状況となったことから、財政上の事由により、一旦、地方公営企業法を適用しないこととした。